

3 二国間協議等

11-86 日米グローバル・パートナーシップ に関する東京宣言（仮訳）

1992（平成4）年1月9日

日本国総理大臣およびアメリカ合衆国大統領は、次のとおり宣言する。

前文

50年前の悲惨な戦争を経て、日本及び米国は、政治、安全保障、経済、科学及び文化の側面で、高度に生産的で相互に利益をもたらす緊密な協力関係を発展させてきた。両国は、今や両社会におけるあらゆるレベルにおいて高い相互依存関係にある。両国は、その協力を政治的・経済的自由、民主主義、法の支配及び人権の尊重という共有された諸原則の基礎の上に位置づけるものである。

両国は、この協力が冷戦期の困難を乗り越え、40年間の世界的な安定及び繁栄を促進する上で重要な貢献を行ってきたことを認識する。

日米両国政府は、冷戦後の時代を迎えた今日、日米関係が新たな政治的・経済的課題に直面していることを認識する。経済問題は、新たに顕著なものとなってきている。日米両国は、協力のための機会を十分に活用することを確保するために、貿易・投資関係の問題に焦点を当てつつ、経済摩擦の根底にある諸要因に対処するため、両国が効果的な措置を講じることに最も高い優先度を置くものである。

日本及び米国は、戦後両国が保ってきた緊密な協力が両国社会にもたらした利益を認識し、この基盤の上に一層緊密なパートナーシップを構築することを誓っている。両国は、より緊密な関係が相互理解の増進及び共通の利益の上に築かれなくてはならないことを認める。世界における第1位及び第2位の市場指向型経済を擁する民主主義国として、日本及び米国は、新たな時代を形成する特別の責任を受け入れるものである。

よって、日米両国政府は、これらの恒久的価値に基づくグローバル・パートナーシップ

の下で手を携え、公正で、平和で、かつ、繁栄する世界の構築を助け21世紀の課題に取り組むために協力することを決意する。

世界平和と繁栄の促進のための協力

日米同盟関係は、グローバル・パートナーシップの基盤となっている。両国は、世界の平和及び安全の維持のために共同して努力し、世界経済の発展を促進し、民主化及び市場指向型経済への世界的な潮流を支持し、国境を超える新たな課題に取り組むことを共に誓う。これらの目標を達成するため、両国は、ガット（GATT（General Agreement on Tariffs and Trade）：関税及び貿易に関する一般協定）の多国間貿易体制を強化し、国際連合の機構を再活性化し、軍備管理と大量破壊兵器の不拡散を進め、途上国の成長及び安定の促進を支援し、地球環境を保全・改善するために、協力する。日本及び米国は、国際連合憲章の目的のため、各々の資源及び国民の能力を改めて提供する。

日本及び米国は、アジア・太平洋地域の国家として、同地域の多様性を尊重しつつ、同地域の繁栄を促進し、緊張を緩和し、同地域の政治協力を促進すると共に、アジア・太平洋の諸国の絆を強化するための措置を講ずることを誓っている。この目的のため、日本及び米国は、アジア太平洋経済協力（APEC）の枠組みが市場開放を促進し、ダイナミックな経済成長を持続し及び政治協力を構築するための地域的な努力を助長するための場として認識する。

さらに、日本及び米国は、民主主義及び市場経済への移行期にある諸国への支援に特に注目しつつ、中東、中南米、アフリカ及び欧州を含む、世界の他の地域における協力の幅も拡大する。両国は、途上国の成長と安定を促進し、先進国と途上国との発展の格差是正に寄与し、民主主義的諸価値及び人権への尊重を高め、環境の悪化、難民、麻薬、疾病及び高齢化を含む地球規模の諸問題の解決に資するため、途上国における各々の経済援助計

画についての協力を強化する。

政治・安全保障関係

日本及び米国は、日米同盟関係の中核をなす1960年の相互協力及び安全保障条約を堅持していくことを再確認する。この同盟関係は、両国がグローバル・パートナーシップの下で、世界の平和及び安定を確保するため、各々の役割と責任を担うべく協力していく上での政治的基盤となっている。日米両国政府は、日米安全保障条約及び関連取極の円滑な運用及び信頼性を維持・向上させることを誓う。

アジア・太平洋地域に死活的な利害を有する国として、日本及び米国は、両国の防衛関係がこの広かつ多様性に富む地域の平和と安定のために引き続き重要であることを認識する。日米両国政府は、東アジアの緊張及び不安定を緩和し、冷戦後の状況において、地域的な政治協力を構築するために、他の諸国と共に緊密に作業していく。

不安定性及び不確実性に特徴づけられた新たな時代に入るに当たって、引き続き用心を怠らないことが必要であることを認識しつつ、米国は、この地域の平和と安定を維持していく上で必要な米軍の前方展開を維持していく。一方、日本は、安全保障条約に従い、日本国内における施設及び区域を引き続き米国の使用に供するとともに、新たに締結された在日米軍駐留経費特別措置協定の下で、在日米軍の駐留経費についてより高い負担率をもって負担を行う。両国は、自衛隊と米軍との間の協力を拡大し、双方向の防衛技術交流を推進するための措置をとる。両国は、安全保障関係を総覧するために、改組された日米安全保障協議委員会の枠組みを十分に活用することにつき意見の一致をみた。

経済・貿易関係

日米両国政府は、両国経済の高度の相互依存性を認識し、また、物価安定を伴った持続可能な実質成長及び雇用のための条件を整備するためより緊密な協力を促す必要性に留意して、両国の商業、金融及び投資市場において、開放性を強化し、保護主義に対抗することを決意している。この目的のため、日本及び米国は構造的障壁を削減するための政策イニシアティブを強化する。

日本及び米国は、更に、両国の経済を世界で最も開放的、生産的かつ競争的なものとし、もって持続可能な貿易・投資関係を構築することを誓う。また、日米両国政府は、両国の産業間の交流及び協力を一層強化するための民間部門のイニシアティブを勧奨する。

科学技術

科学研究及び技術開発において世界の中で指導的役割を果たしている両国の地位に留意して、日米両国政府は、両国社会及び人類社会の利益のため、互恵的アクセスの下に、基礎研究を含む科学技術協力を拡充することを誓う。日米両国政府は地球環境問題に関する研究を増大させることを誓い、この課題に取り組むための手段に関する国際的な合意の形成に指導的役割を果たす。

相互理解及び交流の強化

日本及び米国は、永続的なパートナーシップのためには両国民間の意思疎通及び相互理解が不可欠であることを認め、両国民間の豊かで多様な知的、文化的及び公的な相互交流を前進させるための事業を実施し支援することを誓う。日米両国政府は、相互理解の増進を図るため、語学教育、知的交流、教育交流及び地域社会レベルでの事業に特に力をいれる。

総理大臣及び大統領は、各々の政府がグローバル・パートナーシップを構築するというこの宣言の目的を全面的に支持することを誓う。日米両国政府は、責任及び利益の衡平な配分が行われるような方法で地政学的、経済的及び人道的な共通の目的のために行う新たな協力の分野を開拓する。

(出所)『第16回大蔵省国際金融局年報 平成4年版』(平成4年9月30日)292-294ページ

11-87 グローバル・パートナーシップ行動計画 (仮訳)

(第1部)

1992年1月に日本で行われた宮沢総理大臣とブッシュ米国大統領との間の会談の際に発出された東京宣言に謳われているように、日本及び米国は、両国間のグローバル・パートナーシップに確固としてコミットしている。このパートナーシップの推進に当たり、両国

は、次に列挙されたものを含む幅広い分野にわたる行動をとるとの決意を有する。

1. 世界平和と繁栄促進のための協力

(1) 政治対話の強化

- ・各々の役割及び責任をさらに調整するために、二国間の政策協議を促進する。
- ・主要国首脳会議（サミット）参加7カ国（G7）間の政治協議及び日本と北大西洋条約機構（NATO）との間の政治対話をはじめとする日本、米国及び欧州の間の三極対話を強化する。

(2) 軍備管理・軍縮

- ・大量破壊兵器及びミサイルの拡散並びに通常兵器の移転に対処する。特に、一核兵器不拡散条約（NPT）体制及び国際原子力機関（IAEA）による保障措置を強化する。
- 一化学兵器禁止条約の交渉の早期妥結を達成する。
- 一ミサイル関連技術輸出規制（MTCR）を強化する。
- 一化学・生物兵器に関するオーストラリア・グループを強化する。
- 一原子力関連汎用品の輸出規制の確立を含め、原子力供給国輸出規制制度（ロンドン・サプライヤーズ・グループ）を強化する。
- 一通常兵器国際移転の透明性を、特に国際連合登録制度の効果的運用を通じて高める。

(3) 平和を促進するための協力

- ・国際連合の平和維持及び平和構築の機能を強化するために、共同して努力する。
- ・国際連合における日米の協力を拡大する。

(4) 民主主義及び自由を促進するための協力

- ・中・東欧、アジアその他の地域における民主化及び経済改革を支持し、支援する。

(5) 開発途上にある諸国を支援するための協力

- ・日本の政府開発援助に関する新たな指針に体现されている考え方、なかんずく被援助国における軍事支出の動向、被援助国による民主化の促進及び市場指向型経済の導入のための努力、基本的人権の保障状況等の諸点に注意を払うとの考え方は、日米間の協力の範囲を拡大するもの

であることを認識する。

- ・開発援助に関する全てのレベルでの協力を強化する。

- ・アンタイド率が既に80%以上である日本の有償資金協力の入札手続への米国企業の一層の参加を勧奨する。（米国企業による調達は、90年度において、日本の有償資金協力の約5%、370億円を占める。）この点に関し、両国の対外援助システム間の協力を強化するための全般的な努力の一環として、米国企業に日本の政府開発援助を熟知せしめるプログラムを策定し、支援する。

(6) 地域問題における協力

(アジア・太平洋地域)

- ・歴史的・文化的・社会経済的な多様性を尊重しつつ、現実的かつ建設的な方法により、地域の安定、発展及び開放に貢献する。特に、

一地域の協力の重要な枠組みとして、アジア・太平洋経済協力（APEC）を強化する。

一アセアン拡大外相会議を通じて、アジア・太平洋諸国間の政治対話を促進する。

- ・中国の国際社会への統合の重要性を認識しつつ、政治及び経済の両分野において中国が改革・開放政策を推進することを勧奨するとともに、中国政府に対し人権及び核兵器不拡散に関するイニシアティブをとるよう勧奨する。

- ・日本が開催のイニシアティブをとり、共同議長となるモンゴルに対する多国間支援会合への国際的参加の拡大を通じ、同国に対する対外的な金融及び技術の面での支援を差し延べることにより、モンゴルの民主化及び市場指向型の改革の努力を支持する。

- ・南北対話の継続的進展を勧奨するとともに、「韓国と北朝鮮との間の和解及び不可侵並びに交流協力に関する合意書」を歓迎する。

- ・北朝鮮が速やかに国際原子力機関（IAEA）による保障措置協定を締結し、これを完全に履行することを確保する。

- ・検証可能な形で朝鮮半島の非核化を実現

するために再処理及び濃縮を放棄することを謳っている南北の非核化共同宣言を歓迎するとともに、北朝鮮の核兵器開発に関する疑惑を払拭するために、同宣言の早急な履行を求める。

- ・南北対話を通じての朝鮮半島における通常兵器に関する軍備管理を奨励する。
- ・カンボディアと和平合意の完全履行を確保し、効果的な国際連合の活動のために共同して努力するとともに、同国の復興を支援する。
- ・カンボディア、ヴィエトナム及びラオスの平和、安定及び繁栄を促進するとともに、これら諸国の経済・政治改革を支援する。
- ・ミャンマー／ビルマにおける民主化プロセスの回復を奨励する。

(独立国家共同体)

- ・独立国家共同体の加盟各国が経済・政治の両面における国内及び外交政策を改革し、各々の政府が国民の基本的な必要に応えることを助けるため、適切かつ効果的支援を供与する。米国は、冷戦の最後の残滓の一つである北方領土問題解決のための日本の努力に対し、引き続き最大限の支持を与える。
- ・新しく生まれた各国の短期的な必要に応えるため人道的な食糧支援及び医療支援を行う。
- ・非軍事指向型社会へのより幅広い移行の一環として、軍事生産施設の非軍事的利用への転換を支援する。
- ・流通及びエネルギーを始めとする適切な社会資本の発展を支援する。
- ・ソビエト社会主義共和国連邦の解体により新しく生まれた各国に対する支援に関する1月22日及び23日のワシントン会合の成功のために共同して努力する。

(中・東欧)

- ・中・東欧に対して最も効果的な支援を行うために、二国間の協議並びに国際通貨基金、世界銀行、欧州復興開発銀行及び東欧支援関係国会合(G24)を始めとする多国間の枠組みにおける協力を強化する。
- ・地域の諸国の従来の貿易パターンの多様

化を含め、市場経済への移行を支援する方法を探究する。

- ・日本の機関と米国企業基金との間で調整される適切な取り決めを通じて、地域の民間部門の発展の促進に協力する。
- ・中・東欧地域環境センターへの積極的な参加を通じ、また両国において利用可能な環境技術を活用するための枠組みの構築により、地域の環境に関する協力を強化する。

(ラテン・アメリカ及びカリブ海地域)

- ・ラテン・アメリカ及びカリブ海地域における民主化及び市場改革を支持する。特に、
 - 中南米支援構想(EAI)を支援するため、多国間投資基金(MIF)の早期業務開始に向け共同して努力する。
 - 民主開発パートナーシップ(PDD)を支持する。
 - エル・サルヴァドルの再建のために協力する。
 - ペルーにおける経済改革を支持するため、一層の共同の努力を検討する。
 - ニカラグアに対する効果的援助の供与を継続する。
- ・北米自由貿易取極が世界的な自由貿易体制を強化し、ガット上の義務と完全に整合し、北米市場において第三国に対する障壁を高めないことを確保する。

(中東)

- ・中東和平に向けての進展を歓迎する。日米両国は、和平プロセスの多国間会議の段階において主要な役割を果たすとともに、現在のプロセスが公正、永続的かつ包括的な平和の達成に至るよう、関係当事国が行う努力を支持することを誓う。
- ・イラクに関連する国際連合安全保障理事会の諸決議の完全な実施に専心するとともに、イラク国民に隣国と平和裡に共存する意思を持つ指導部を民主的に選ぶ機会が与えられるべきであることを再確認する。
- ・レバノン復興のために国際的協力を強化する。

(アフリカ)

- ・アフリカにおける市場経済の発展及び民

主化プロセスを支持する。

- ・アフリカの角において見られるような天災及び人災について支援を行う。
- ・南アフリカが人種間の平等に立脚する民主主義に移行することを支援するための政策協調を、このような移行を勧奨するためには投資及びその他の金融手段を通じて南アフリカ経済の成長を回復することが必要であることを考慮に入れつつ、強化する。

(7) テロリズム防止のための協力

国際テロリズムとさらに闘うため、適切な国際フォーラムにおける効果的な措置を含む国際協力を促進する手段に関する協議を継続する。これには二国間並びに国際連合安全保障理事会及びG7における継続的なテロリズム対策に係る協議が含まれる。

2. 政治・安全保障関係

- ・必要な能力を有する米軍の前方展開を米国がこの地域において適切な水準に維持することが重要であることを認識し、円滑かつ効率的な在日米軍の駐留を確保するため、緊密な対話を継続する。
- ・日本側からは外務大臣及び防衛庁長官、米国側からは国務長官及び国防長官が参加する第1回安全保障協議委員会をできる限り早期に開催する。
- ・補完的な防衛協力が二国間の安全保障関係の重要な側面であることを認識し、相互運用性を向上させる。
- ・防衛協力を推進する。具体的には、一日米相互防衛援助協定に基づき、ダクト・ロケット・エンジンの共同研究に関する取極を締結し、戦闘車両用セラミックエンジン、ミリ波・赤外線複合シーカー、鋼鉄艦用クローズド・ループ消磁技師、艦艇・装甲車両用先進鋼材等の防衛技術分野における共同研究についての検討を継続する。
 - 防衛分野の技術の双方向の移転を一層促進する。
 - 早期警戒監視機能の強化の重要性を再確認する。日本の中期防衛力整備計画は、4機の早期警戒管制機を整備している。日本は、新しいタイプの早期警戒管制機を含む様々な航空機の

取得可能性及び妥当性についての調査を継続し、米国は、この努力を支援する。

3. 環境、生活の質及び科学技術における協力

(1) 環境

- ・来たる「環境と開発に関する国際連合会議（UNCED）」に向けて密接に協議を行う。
- ・次のようなプロジェクトを通じ、環境保全における協力を強化する。
 - 開発途上国における環境の保護と自然資源の賢明な利用を通じて持続可能な開発を促進するために、既存の関係機関のより効率的な利用を探索するとともに、開発途上国による自然資源の管理及び保全のための資源センター設立を支援する可能性につき検討する。
 - ハザード・マップ、リスク・アセスメント及びデータベースの確立を含む災害防止計画の開発途上国による準備を支援することを通じ、国際防災の10年及び日米科学技術協力協定に従って自然災害の削減に向けて協力する。
 - あらゆる種類の森林に関する諸原則についての枠組み条約に繋がる合意をUNCEDの開催までに交渉することにより、また、国際熱帯木材機関(ITO)の西暦2000年の目標を達成するためITTOを始めとする適切な国際機関を通じて協力することにより、熱帯林を含む世界の森林の保全及び賢明な管理を助長するために協力する。
 - 日本の青年海外協力隊と米国の平和部隊との間の現場における連絡を強化する。
 - 開発途上国及び経済の移行期にある各国に対する環境上健全な技術の移転を容易にするために、国際連合環境計画(UNEP)を始めとする諸機関との協力を行う。
 - 非政府団体、産業界その他の民間団体が、明年1月に東京で開催される地球環境に関するセミナーを始めとする環境保全のための国際的協力に対して貢献することを勧奨する。

(2) 生活の質の改善

- ・保健
 - 高齢化社会に関連する幅広い問題に対処するための枠組みを提供する日米高齢化合同委員会を設立する。
 - 国際的な子供ワクチン・イニシアティブを支持するため、共同で研究を実施する。
- ・麻薬
 - 南東アジア諸国における麻薬問題の解決を特に共同研修や情報収集を通じて支援するための協力を強化する。
 - ラテン・アメリカにおける麻薬対策努力を支持する。
 - 麻薬問題に関する定期協議を開催する。
- ・難民
 - 紛争の解決に伴う難民の帰還の問題を含む難民問題について、特に国際機関を通じた協力を強化する。
- ・人道的問題
 - 災害に対する国際連合の全世界的な緊急対応能力を改善するための1991年12月19日の国際連合総会におけるイニシアティブの実施を目指しつつ、国際的な人道問題に関し協力する。

(3) 科学技術の発展に向けての協力

- ・地球規模の変動に関する研究
 - 地球規模の変動に関する研究に対する日本及び米国のコミットメントを次の諸点を含め再確認し、強化する。
 - 地球規模の変動に関する研究における地域的アプローチ及び地球規模の変動に関する地域研究所のネットワークを支持する。
 - 人工衛星によるリモート・センシングを始めとする先端的手法を通じ、地球規模の変動の観測において協力する。
 - 地球規模の変動に関する国際的データ交換に関し協力する。
 - 太平洋における海洋研究において共同の努力を行う。
- ・主要国際プロジェクト
 - 超伝導超大型加速器(SSC)プロジェクトの技術的その他の重要な観点を検討し、日本の参加が可能となる国際的

- プロジェクトとしてこのプロジェクトを編成する方途を考察する共同作業グループを設置する。
- 参加国による貢献を通じ、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムを推進する。
- ヒト遺伝子解析の共同研究において協力する。
- 国際熱核融合実験炉(ITER)の工学設計活動の成功を確保する。
- 今世紀の終わりまでに、宇宙基地フリーダムの常時有人能力を達成することのコミットメントを再確認する。
- ・競争前段階の技術分野での研究開発
 - 知的生産システム(IMS)及び光エレクトロニクス技術を含む競争前段階の製造業及びその他の先端技術に関する協力の実現可能性を検討する。
- ・研究者交流の促進
 - 研究者及び技術者の交流促進の一層の進展を図ることにコミットする。

(4) 保存

- ・公海漁業資源を持続可能な基礎に基づき保存し及び開発するために協力する。
- ・流し網漁業に関する1991年の国際連合決議を国際社会のすべてのメンバーが実施することを確保するために協力する。
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)について、1992年の京都での締約国会議の成功を含め、同条約の実施のため協力する。

4. 相互理解及び交流の強化

- ・国際交流基金日米センターの設立を歓迎する。
- ・日本研究・米国研究を含む共同研究を強化する安倍フェローシップ・プログラムの設立を歓迎する。
- ・日米両国のグローバル・パートナーシップに係る問題等についての日米両国間における知的対話及び共同研究を支持する。
- ・地域レベル及び草の根レベルの交流プログラムを勧奨する。
- ・教育交流及び草の根レベルにおける努力を通じ、米国における日本語学習の一層の促進のために協力する。
- ・国際交流基金の諸事業、日米教育委員会

(フルブライト・プログラム)、日米友好基金等の様々な枠組みを通じ、あらゆるレベルにおける学生、教師、その他学術関係者の間の交流を促進する。

- ・国及び地方のレベルにおける、議会の議員及び職員の交流のプログラムを更に拡充する。
- ・日本に関する知識へのアクセスを拡大するため、日本語図書 of 英語への翻訳を勧奨する。
- ・日米文化教育交流会議（カルコン）の再活性化を継続する。

(第2部) (経済及び貿易関係)

1992年1月に日本で行われた宮澤総理大臣とブッシュ大統領との間の会談の際に発出された東京直言に謳われているように、日米両国政府は、両国間の経済関係が両国のみならず世界経済全体にとっても重要であり、これを円滑かつ健全に運営していくためには、経済・貿易問題を識別し、解決していくことが極めて重要であるとの認識に立脚し、日米間の主要な経済・貿易問題に関して緊要とされている以下の広範な行動をとるとの決意を有する。

1. ウルグアイ・ラウンドの成功裡の妥結

日米両国政府は、夫々及び共同で、ウルグアイ・ラウンドを幅広い分野にわたり成功裡に妥結させるために必要な決定を行う。日米両国は、ダンケル事務局長の提案したテキストは、ウルグアイ・ラウンドを成功裡の妥結に導くための弾みをつける重要な一歩であると信ずる。ダンケル提案は、当然のことながら最終テキストではなく、日米両国政府は、現在も、文書の分析、評価を継続しているところである。更なる重要な一歩は、物及びサービスの市場アクセスの改善について交渉することである。

2. 日米構造問題協議 (SII) 再活性化

日米両国政府は、1990年6月の最終報告におけるコミットメントを実施するとともに、市場アクセス、海外投資及び競争力を含め構造改革の障壁となり得る両国のビジネス環境に関連した事項に対処するために、新たなコミットメントを行うことを含め、政策イニシアティブを強化することを通じ、SIIを再活

性化する。

3. 民間協力、貿易及び投資の拡大

- (1) 日米両国政府は、日本の民間企業力が、「ビジネス・グローバル・パートナーシップ」を通じて行っている努力を支持し、電子・電気、自動車及び機械工業の23の日本企業が1993年度には1990年度に比して世界からの輸入を全体で100億ドル増加させることを計画していることを歓迎する。
- (2) 「ビジネス・グローバル・パートナーシップ」は、
 - 輸入
 - 海外子会社による現地調達
 - 日本企業と外国企業との間の協力を促進する。
- (3) 日米両国政府は、
 - これまでに、日本の貿易の約50%を占める88の企業及び22の業界団体がこの趣旨を支持する旨表明しており、既にその大部分の企業が、輸入、現地調達及び協力を促進するための自主的行動計画を策定していること、
 - 生産、販売、製品の共同開発等に係る国際的な企業間の協力が進展していること、を同じく歓迎する。
- (4) 日本政府は、外国企業の便宜を図るため、自主的行動計画を策定している企業の窓口リストの提供を行うとともに、自主的行動計画のフォローアップを実施する。
- (5) 日本政府は、前記の民間セクターのイニシアティブを補足すべく、必要に応じ国内法上の手続が完了することを条件に、来年度に以下の助成措置を講ずる意図を有する。
 - (イ) 輸入拡大策
 - 輸入のためのインフラの集中的整備等を図るため、輸入に関連する施設や活動を全国の国際空港・港湾及びその周辺に集積させた「輸入促進地域(フォーリン・アクセス・ゾーン)」の整備を図り、輸入品に係る流通を一層円滑化する。
 - 日本政府は日本輸入協議会の活動を強化する意図を有する。
 - 「ビジネス・グローバル・パートナーシップ」等民間企業による輸入の一層の拡大のための努力を支援し、必要な

輸入資金の調達を容易にするため、債務保証制度及び輸入促進クレジット・ライン制度を創設する（輸入促進クレジット・ライン制度は、早ければ今年度中にも実施されることとなる）。

(ロ) 対日直接投資促進策

— 日本政府は、一定の外資系企業の初期費用の負担を緩和する税制措置をとる意図を有する（欠損金の繰越期間を5年から7年に延長、5年間20%の割増償却）。

— 人材確保及び研修を支援する政府出資会社を設立する。

— 対日投資促進融資が拡充される。

— ジェトロの投資関連情報提供サービスが強化される。

(6) 米国政府は、米国企業がこれらの機会を最大限活用することを勧奨する。

(7) 日米両国政府は、米国の輸出及び開発途上国の経済発展の拡大のための米国輸出入銀行と貿易保険の協調プログラムが進展を示していることを歓迎するとともに、通商産業省が同プログラムを一層拡大するために、今後数年間で約50億ドルの貿易保険の引受を行い、米国輸出入銀行と協力しつつ100億ドル以上のプロジェクトの実現が可能となるようにする意図を表明したことを歓迎する。

(8) 日米両国政府は、日米財界人会議、日本・米国西部部会、日本・米国中西部部会、日本・米国南西部部会、日本・ハワイ経済協議会等の会議の活動を通じた両国の財界人及び業界間の交流及び協力を促進するためのイニシアティブを歓迎し、支援する。

(9) 日米両国政府は、米国民の日本に関するビジネス訓練の促進及び業界間のより広範な対話を勧奨するためのビジネス・サマー・キャンプ及びビジネス・インターンを支援する。

4. コンピューター調達

米国政府は、日本政府による「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」（以下「措置」）の開始の決定を歓迎する。日本政府は、無差別、透明及び公正かつ開放的競争の原則に立脚し、日本の公共部門による競争力ある外国系コン

ピューター製品及びサービスの調達拡大を目的としてこの措置を実施する。

日米両国政府は、この措置の実施が、外国企業による販売努力が継続的に行われることと相俟って、日本の公共部門における競争力ある外国系コンピューター製品及びサービスの調達の増大に寄与することを期待する。

5. 紙製品

日米両国政府は、協力的かつ精力的な協議を通じ、1992年3月末までに、日本に紙製品を輸出する外国企業の市場アクセスを実質的に増大させるための措置につき合意する。

なお、公正取引委員会は、紙分野における状況に関する調査を、競争政策の観点から、1992年3月末以前に着手することとした。

6. 板ガラス

(1) 日本政府は、日本への板ガラスの輸出努力を行う競争力ある外国企業の市場アクセスを実質的に増大させるため、以下を含む措置を実施する。

— 通商産業省（通産省）は、外国板ガラス企業の日本市場における販売増加努力を促進する。

— 通産省は、同省の「輸入拡大要請プログラム」の下で、日本企業の板ガラス輸入拡大努力を勧奨する。

— 通産省と公正取引委員会は、日本の全ての板ガラスメーカーが1992年2月までに独禁法遵守プログラムを実施することを勧奨する。これらのプログラムは、流通システムが競争力ある外国板ガラスメーカーに開放された状態にあることを確保することをその目的の一つとするものである。

— 日本及び米国政府は、いずれか一方が適当と認める場合に、前記の諸措置に関する情報交換を行うために会合を持つ。

(2) 公正取引委員会は、競争政策の観点から、ガラス市場における状況に関する調査を1992年3月末以前に着手することとした。

(3) 建設省は、外国企業に対する説明会の開催並びに建築基準法、同施行令、同施行規則及び関連告示からなる建築基準全体の英訳版を入手可能にすることにより、外国企業が板ガラスその他のガラス製建材を日本の建築基準に適合させるために行う努力に

対して便宜を与える。建設省国際基準調査官は、この件に関し、外国企業に対する窓口となる。

7. 半導体

日米両国政府は、1991年の日米半導体取極の重要性を認識し、同取極に明記された措置を通じて市場アクセスの拡大及び日米企業間の長期的協力関係の発展のために、一層の努力を行う旨のコミットメントを再確認する。

8. 基準・認証

自動車以外の基準・認証に関する49件の問題提起が、OTO（市場開放問題苦情処理推進本部）のここ1カ月における集中的な努力により、解決され、あるいは解決されることとなった。

これらは、工業機械、化学製品、輸送設備、加工食品、化粧品及び医薬部外品の市場アクセスを促進することとなる。

日本政府は、外国企業等から提起された市場アクセス問題に対して、OTOを通じて今後とも積極的に対処していく。

9. 政府調達

昨年11月、日本政府は政府調達における機会を拡大するための措置を取ることを決定した。この措置は、おおよそ4千億円から8千億円（約30億ドルから60億ドル）へと調達機会を拡大する。日本政府は、入札手続の透明化（英文公告、入札期間の延長）、適用基準額の引下げ（13万SDRから10万SDRへ）、対象機関の拡大（28機関を追加）等の措置を1992年4月1日より実施する。

10. 金融市場

日米両国政府は、両国における金融市場の自由化並びに透明性、アクセス及び競争の増大において一層の進展を達成するために、日米金融市場ワーキング・グループの努力を強化する。

11. 外国弁護士問題

日本政府は、国際的な事案の処理において弁護士が果たす重要な役割を考慮しつつ、外国法事務弁護士に関する問題の解決のため、今後一層の努力を行う。

12. 政策対話

日米両政府は、分野別の経済及び貿易問題に関する早期警報機能を強化するとの観点から、特に日米次官級経済協議、日米貿易委員

会、MOSS協議その他の分野別事務レベル協議を始めとする全てのレベルで、二国間の政策対話を強化する。

13. 自動車及び自動車部品（省略）

（出所）『第16回大蔵省国際金融局年報 平成4年版』（平成4年9月30日）294-300ページ

11-88 日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置

1994（平成6）年10月11日
ワシントンD. C.

「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」に基づき保険分野における措置に関して行われた協議の結果、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、それぞれ、ここに記述された保険に関する措置を実施することを決定した。

（署名）	（署名）
栗山尚一	マイケル・カンター
日本国大使	アメリカ合衆国通商代表

（出所）『第19回大蔵省国際金融局年報 平成7年版』（平成8年2月16日）267ページ

11-89 アメリカ合衆国政府及び日本国政府による保険に関する措置

1994（平成6）年10月11日
ワシントンD. C.

「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」に基づき保険分野における措置に関して行われた協議の結果、アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、それぞれ、ここに記述された保険に関する措置を実施することを決定した。

（署名）	（署名）
マイケル・カンター	栗山尚一
アメリカ合衆国通商代表	日本国大使

I. 目的及び一般政策

(1) 日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組み（以下、「枠組み」という。）は、市場開放及びマクロ経済分野での措置

を通じて競争力のある外国の製品及びサービスのアクセス及び販売を相当程度増大させ、投資を増加させ、国際競争力を増進させるとともに、日米二国間の経済面での協力を強化するため、構造及び分野別問題を取扱うことを目標としている。保険分野に関し、この目標を達成するために、この文書、すなわち「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置」（以下、「本措置」という。）が採用された。本措置は、競争力のある外国の製品及びサービスの市場アクセスを相当程度妨げる効果を有する、関連の法律、規則及び行政指導の改革、並びに競争力のある外国の保険事業者及び保険仲介業者の市場アクセスの相当程度の改善に向けられたものである（注）。

(2) 各政府は、経済協力開発機構により採択された「資本移動の自由化に関する規約」及び「経常的貿易外取引の自由化に関する規約」における保険に係るコミットメントを再確認する。

(3) 各政府は、内国民待遇及び最恵国待遇の原則へのコミットメント、並びにウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書中の保険に係る約束を再確認する。

（注）本措置において「保険事業者」とは、保険事業に従事する免許を受けた者をいう。

II. 日本の保険分野の改革に対する認識

(1) 両政府は、「国家行政組織法」第8条に基づき設置された保険審議会が、1992年6月にとりまとめた答申に含まれている提言に基づき、現在、日本国政府が保険分野の法律及び規則の改革に向けて準備を行う過程にあることを認識する。同審議会の下に置かれている法制懇談会は、この改革の法的側面について検討を行い、同審議会は、法制懇談会の報告に基づき、1994年6月に大蔵大臣に対して報告を提出した。日本国政府は、このような法律案を1995年に国会に提出する意図を有する。

(2) 日本国政府はアメリカ合衆国政府に対し、保険分野の改革は、保険審議会の答申に盛り込まれている下記の3つの指針に基づき行われていることを伝達した。

i. 規制緩和及び自由化による競争の促進

及び効率の向上

ii. 事業の健全性の維持

iii. 事業運営における公正と衡平の確保

(3) 本措置において別段特記されていないかぎり、日本国政府の保険分野の改革努力に関連して検討されている問題に密接に関わるIV.の措置は、保険改革関連の法改正の施行に伴って実施されることとなる。また、本措置における国内の立法行為に係るすべての措置は、日本の国会の審議に従い、またその審議を予断するものではない。

(4) 上記にかかわらず、日本国政府は本措置におけるその他の措置を保険改革関連の法改正とは独立に、行政上の手段により実施する用意がある。

i. 行政手続法に関連する措置は、同法施行のための政府全体のスケジュールに従って実施される。

日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、保険分野に関する同法の実施は、現時点では1994年11月までになされる見込みであることを説明した。

ii. その他のすべての措置は、可能な場合には保険分野の改革に係る法改正に先立って、迅速に実施される。

III. 透明性及び手続上の保護

(1) 両政府は、処分、行政指導及び申立て処理についての共通の手続を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利と福祉の保護に資することを目的とする行政手続法が、第128回国会において成立したことを歓迎する。

(2) 一般的に適用される措置の文書化、公表及び標準化

a. 日本国政府は、日本における保険事業に関して、行政手続法の定めるところに従い、以下を確認する。

i. 保険事業の免許及び新商品・料率の認可に関する基準は、行政上特別の支障が生じない限り、文書化され、公表され、一般に入手可能にされる。

ii. 口頭で行われる行政指導は、行政上特別の支障がない限り、要請に基づき書面で行われる。

iii. 同一の行政目的を実現するため一定

の条件に該当する複数の者に対し同じ種類の行政指導を行おうとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通する事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

- b. 上記 a の i、ii 及び iii において、「行政上特別の支障」は、例外的な状況においてのみ使用されることが意図されている。
- (3) 州別規制の調和
- a. アメリカ合衆国憲法の下での連邦主義の原則に留意し、また米国における保険規制の開始以来保険が州政府レベルで規制されてきたことを認識し、さらに「保険事業は、各州の法律により規律される。」としているマッカラン・ファーガソン法の条項を認識し、アメリカ合衆国政府は全米保険長官会議（NAIC）による認定プログラム及びモデル保険法の準備といった方策を通じての州別保険規制の調和促進のための努力を歓迎する。
- b. アメリカ合衆国政府は、認定プログラムの下で、NAICがNAIC認定基準に含まれている法律、規則、並びに、規制及び組織に関わる慣行に対する各州の遵守状況を点検するための独立した検査官のチームを選定することに留意する。このチームはNAICに報告を行い、NAICは基準の下で州が認定を受ける資格を有するか否かを決定する。現在、37の州がこのプログラムを通じてNAICによって認定を受けている。
- c. アメリカ合衆国政府は、NAICモデル法が、各州間に共通する問題に関して、立法上及び規制上の行動を促進することを目的とし、州毎の努力の重複を避けることを、意図していることに留意する。いくつかのモデルは、すべての若しくはほとんどの州で採用されており、したがって、そこには調和をもたらす効果が存在する。いくつかのモデルは、各州が採用し、利用し、又はその個々の必要にあうように修正するためのガイドラインとしての役割を果たしている。あるモデルは、NAIC財務規制基準に従って州が認定を受けるために、採用することが必

要なものであると認識されている。

- d. アメリカ合衆国政府は、NAICが、各州政府と共にこれらのプログラムにつき、作業を行う努力を継続することを奨励する。
- (4) 開発利益
- a. 「開発利益」とは、一定期間中、一定の商品についての他の保険事業者からの申請に対しては認可を与えないという、新商品の開発者に与えられる利益をいう。
- b. 日本国政府は、開発利益が、現在のところ、日本における損害保険分野には存在しないことを確認する。
- c. 日本国政府は、今後開発利益が導入される場合には、そのような利益の下での独占使用権の範囲や付与期間を明確化する。「範囲」には、既存の商品に適用される開発利益に対し影響を与えることのないよう、申請のあった商品が既存の商品と十分に異なることを決定する基準が含まれる。
- (5) 行政不服申立て
- a. 日本国政府は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法が、日本における保険事業に関して一般的に適用されるすべての「処分」（保険事業免許、新商品及び料率の認可を含む。）に対して適用され得ることを確認する。行政不服審査法及び行政事件訴訟法手続きの一般的説明については、附属書1に述べられている。
- b. 公正取引委員会は、1994年6月30日に、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」を発表した。この文書は、行政機関は独占禁止法と相容れない行為を誘発するような行政指導を行うべきではないと述べている。行政指導を受けた何人も、当該行政指導を受けて採ろうとしている行為が、独占禁止法と相容れるものか否かにつき、公正取引委員会の意見を求めることができる。
- (6) 諮問機関
- 日本国政府が、保険事業に関する目的や機能を持ち、民間部門のメンバーの参加を含むようないかなる審議会、協会、委員会又はグループその他類似の組織を、政府のための正式の諮問機関としての役割を果た

すような形で設立し又はこれらの組織に対して定期的に勧告を求める場合、日本国政府は、その機関に対して、可能な範囲で、日本に拠点を持つ関心を有する外国の保険事業者及び保険仲介業者、並びにそれらを代表する協会又はその他の組織が、その会合に出席し陳述書を提出することを認めることを強く要請する。

(7) 業界団体への参加

- a. 日本において、外国保険事業者は、(社)生命保険協会、損害保険料率算出団体等、すべての業界団体に加入することができる。両政府は、(社)日本損害保険協会が、1994年1月に外国保険事業者の協会への加入を可能とすべく定款変更を行ったことを歓迎する。
- b. 日本国政府は、(社)生命保険協会、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出団体及びその他類似の組織が、外国の保険事業者及び保険仲介業者に対し、各組織が定める規則に従い、同様の会費及びその他の義務に従うことを前提として、国内の会社に与えられるとの同等の権利、特権及び機会を与えていることを確認する。かかる権利、特権及び機会には団体の代表及び管理に関する権利、特権及び機会が含まれる。

(8) 保険規制に係る情報へのアクセス

- a. 現在進められている保険制度改革に関し、保険審議会は、外国保険事業者の意見を聴取してきており、また、大蔵省銀行局保険部は、外国保険事業者と適宜、意見交換を行ってきている。
- b. 日本国政府は、国内の保険事業者及び保険仲介業者とともに、外国の保険事業者及び保険仲介業者に対しても、日本における保険事業に関連し又は影響を与える措置につき、情報を与えられ、意見を述べ、政府職員と意見交換するための実質的かつ公正な機会が与えられることを保証する。
- c. 現在進められている制度改革の完了後、日本国政府が適宜実施する保険分野における規制の変更に関連して、外国保険事業者は、日本国政府により、公正な競争機会をもたらすような内国民待遇の原則

に基づいて、情報へのアクセスが付与される。

以下の方策がこの目的を一層推進することになる。

- i. 大蔵省による、定期的な交流に関心を有することを表明した外国保険事業者及び外国保険事業者を代表する組織のリストの作成。
- ii. 国内の保険事業者及び組織との間で同様の交流が行われるのと同程度の、上記リストに掲げる外国の保険事業者及び組織との定期的会合の開催及び事前の情報提供。

アメリカ合衆国政府は、外国保険事業者及びその代表組織に対し、大蔵省によって提供される交流のためのこれらの機会を十分に活用することを奨励する。

(9) 届出及び申請に対する手続上の保護

- a. 日本国政府は、特定の情報が国家公務員法で定義する「秘密」に該当するかどうかは、日本の裁判所が最終的に決定しうることを認識しつつ、「秘密」情報には、一般人が通常入手できない、保険事業免許、商品又は料率に関する申請又は届出に関連する情報が含まれること、並びに、かかる情報は、公開することが法的に義務づけられる場合を除き、秘密情報を漏らしてはならないという国家公務員法に基づく国家公務員の義務によって保護されているものであることを確認する。
- b. 日本国政府は、保険事業者が、同時に提出し得る新たな免許又は商品認可の申請書(料率、保険約款及びその他の種類の商品認可申請書を含む。)の数の制限は、法律上も慣行上も存在しないこと、及び当該事業者の既存の申請に対する審査が終了しているか否かに基づいて、保険事業者による追加の申請提出を制限するような要件又は規制上の慣行は存在しないことを確認する。
- c. 日本国政府は、保険事業者が、免許、商品又は料率認可の届出又は申請を行うに当たり、それ自体又はその構成員が当該届出又は申請について競争上の利害又は潜在的な競争上の利害を有している他の保険事業者、業界団体又はその他の第

三者と、調整し又は協議する必要はないことを確認する。日本国政府は、現行法の下では、損害保険料率算出団体が料率を算定する商品種類に係る料率の申請を保険事業者が行う場合（但し、「特別保険料率」は除く。）、政府が当該保険事業者に対し損害保険料率算出団体への照会を勧告することができることに留意する。

- d. 日本国政府は、免許、商品又は料率についての届出又は申請の受理、審査又は認可は、保険事業者が、当該届出又は申請に関し、それ自体又はその構成員が当該届出又は申請について競争上の利害若しくは潜在的な競争上の利害を有する他の保険事業者、保険仲介業者、業界団体又はその他の第三者と調整し、若しくは協議するか否かに基づき、条件付けられたり遅延されたりすることはないことを確認する。日本国政府は、現行法の下では、損害保険料率算出団体が料率を算定する商品種類に係る料率の申請を保険事業者が行う場合（但し、「特別保険料率」は除く。）、政府が当該保険事業者に対し損害保険料率算出団体への照会を勧告することができることに留意する。

(10) 自主規制機関

- a. 日本国政府は、(生命保険協会、損害保険協会のような) 法制懇談会報告に記載のものを含む保険分野における「自主規制機関」に関し、以下を確認する。
- i. かかる期間への加入は任意であり、その運営は、それぞれの機関の定款及び規約に従って行われ、また、日本国政府は、かかる機関に対しいかなる権限も委任しない。
 - ii. 提案される法律において自主規制機関に関する条項を規定する目的は、提案される法律の下で、かかる機関の業務範囲及び大蔵省による監督を明確かつ透明にすることにある。
 - iii. 法制懇談会報告は、以下のことを勧告するものではない。
 - 法律が、自主規制機関に対して、独禁法に抵触するような業務を行うことを指示すること。
 - 法律が、自主規制機関を独禁法の適

用から除外し又は免除すること。

日本国政府は、国会に提出される法案の作成にあたり、上記の点を尊重する。

- iv. 法制懇談会報告に記載された、自主規制機関による指導、勧告、「調査」、苦情の解決は、勧告的及び／又は任意のものである。保険事業者が、かかる措置に従うこと又は参加することはそれぞれの選択の問題であるが、従わないこと又は参加しないことによって、直接的又は間接的に、自主規制機関によって制裁を受けることはない。しかし、自主規制機関の定款又は規約は、定款又は規約に示された組織の倫理的な基準を満たさないメンバーに対して、メンバー資格を否定若しくは取り消し又はより厳格でない他の措置をとる権利を保持することができることに留意する。
- v. 日本国政府は、保険分野の監督官庁である大蔵省を通じて、自主規制機関の活動が、開放的、無差別的及び透明な方法で行われ、また自由な事業活動を不当に阻害することがないように強く勧告する。さらに、大蔵省は、自主規制機関の非会員からの申請及びその他の要請を会員からのものと同様に扱う。
- b. 公正取引委員会、保険分野を含むあらゆる産業における、自主規制機関を含む事業者団体による独占禁止法違反行為に対し、引き続き厳正に対処し、かつ、それらの活動を引き続き監視する。

IV. 規制緩和措置

(1) 商品及び料率の認可

- a. 保険商品及び料率に係る規制については、利用者の立場からは、競争の促進と効率の向上を通じ、より安くより良い商品が提供されることが望ましいが、商品の安定的な供給の確保、同様の立場にある契約者の間での同一の保険事業者による公正さの確保、保険業界のソルベンシーの維持、及び債務不履行、詐欺、欺罔からの消費者その他の保険金請求者の保護等の適切な健全性確保のための措置を維持することもまた必要である。
- b. 日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対して、改革の方向を明確にしつつ、必

要に応じて適切な経過措置を講じながら、保険商品及び料率の認可手続の段階的な自由化を含めて、日本の保険制度の規制緩和を行う意図を有していることを伝達した。保険制度改革の広義の意味において、商品及び料率自由化の目的は、特に、保険契約者のニーズ及び需要に基づく商品の多様性及び販売を認めつつ、日本の消費者の利便のために、保険事業者間の競争を促進しかつ事業の効率を高めることにある。

特に、以下の措置が、c. に記述されたスケジュールにより行われる。

- i. 日本国政府は、審査要件の緩和及び期間の短縮、「ファイル・アンド・ユース」制のような迅速な認可審査制度の導入、並びにその他の可能な方策を通じて、保険商品及び料率の認可のための申請審査手続を迅速化し、簡素化する。迅速化された認可制度の下では、保険事業者が、他の保険事業者に対して既に認可された商品と本質的に同じ商品の認可を申請した場合、大蔵省は、その申請を迅速に審査する。ファイル・アンド・ユース制の下では、大蔵省は一定の商品をファイル・アンド・ユースに適するものとして認可する。それ以降、大蔵省がその商品の引受を認可した会社は、その商品の変更を、ファイル・アンド・ユースの下で行うことができる。すなわち、当該会社は、商品の変更を大蔵省に届け出て、却下されない限り、一定の短い期間の後に変更した商品の使用を開始することができる。
 - ii. 損害保険の料率については、現在、一定料率、範囲料率、標準料率、及び自由料率がある。日本国政府は、標準料率及び自由料率が適用される商品の種類若しくは危険区分を、適切な保険契約者の保護及び適切かつ合理的な健全性の確保のためのその他の措置の公平な適用と両立させることが可能な範囲で拡大する。
 - iii. 外国保険事業者は、日本における商品認可申請に援用するため、日本国外で収集された統計その他のデータを、個別に監督当局により関係があるとみなされた場合には、使用することが認められる。
 - iv. 両政府は、保険審議会が、保険契約者保護の観点から問題が生じる恐れのない商品分野又は危険区分に対して、保険料率及び商品の審査及び認可又は却下のために「届出制」の導入を勧告したことを認識する。日本国政府は、特定の商品分野又は危険区分について届出制を施行するか、または行政による施行を認める法案を国会に提出する意図を有する。仮に、国会が、届出制の行政による施行を認める場合には、日本国政府は、特定の危険区分について届出制を施行する。
- c. 上記措置の実施は、以下のとおりとする。
- 第一段階：b. の i. ii. 及びiii. に関する措置は、保険制度改革法の施行前に、また可能な場合には、1994年中に実施される。
- 例えば、
- ファイル・アンド・ユース制が、クレジット・カード盗難保険、ボイラー保険及び機械保険に適用される。
 - 日本国外で収集されたデータが、長期障害所得補償保険商品の認可申請に援用されることが認められる。
 - 迅速化された認可制度が、既に認可された商品と本質的に同じ商品の認可に適用される。
 - 標準料率が、火災保険工場物件の地震拡張担保特約に適用され、また、自由料率が火災保険工場物件の風水災拡張担保特約に適用される。
 - 火災保険の大規模企業物件に適用される特定割引率に関しては、適用下限金額が引下げられ、割引率の相当程度の引上げが行われる。
- 第二段階：届出制は、保険制度改革関連の法改正の施行時に導入される。この段階において、届出は、船舶、貨物及び航空危険を含む、一定の大規模な企業危険に適用される。引き続き事前認可制の対象とされる保険の種類に関して

は、ファイル・アンド・ユース制の適用範囲の一層の拡大、標準料率及び自由料率の一層の拡大、並びに包括保険商品の利用の拡大と特定の要請に対する迅速な認可についての検討が行われる。

例えば、

- ファイル・アンド・ユース制が、コンピューター総合保険、動産総合保険及び会社役員賠償責任保険に適用される。
- 標準料率が、金融機関包括補償保険に適用される。
- 自由料率が、旅行小切手総合保険に適用される。
- 大蔵省は、火災保険の大規模企業物件に「アドバイザリー・レート」制度を導入する意図を有する。
- 大蔵省は、免責金額の特約を付帯することのできる火災保険の大規模企業物件の最低保険金額を引下げ、これに応じて関連部分の付表を調整する意図を有する。

第三段階及びその後の段階：届出制の適用は、保険制度改革関連の法改正の施行後合理的な期間内に、家賃信用保険及びその他の信用保険を含む、日本国政府が適切と考えるその他の危険区分に拡大される。これに続き、いずれの危険区分もあり得べき規制緩和から必ずしも除外することなく、上記に該当しない措置に関し、日本国政府が適切と考える商品及び料率の更なる規制緩和が行われる。

- d. 生命保険及び損害保険会社の「第三分野」への相互乗入れ（注）に関し、大蔵省は、中小事業者及び外国保険事業者の第三分野への依存度が高いこと、また、これらの中小事業者及び外国保険事業者が第三分野における消費者の特定のニーズに対応する努力を行ってきたことに配慮しつつ、生命保険及び損害保険分野における相当程度の部分の規制緩和がなされないうちは、そのような自由化が実施に移されないようにする意図を有する。更に、第三分野における商品の新規のあ

るいは拡大された導入については、第三分野の経営環境に急激な変化がもたらされるか否かは中小事業者及び外国保険事業者が、担保危険に基づき、料率、約款及び商品販売を差別化できる柔軟性を通じて、生命保険及び損害保険分野の主要な商品区分において同等の条件で競争できるような、十分な機会（即ち、合理的な期間）をまず得られるか否かに依存していることを認識しつつ、そのような急激な変化を避けることが適当である。

（注）「相互乗入れ」とは、生命保険会社が、現在第三分野において損害保険会社に認められている既存の、新たな又は改定された料率、商品又は特約条項を導入できること、また損害保険会社が、現在第三分野において生命保険会社に認められている既存の、新たな又は改定された料率、商品又は特約条項を導入できることを意味する。

- (2) 保険事業者及び保険仲介業者に対する免許付与

- a. 日本国政府は、保険事業のための免許申請は、行政手続法を含む行政手続に関する法律に従って処理されることを確認する。
- b. 日本国政府は、設立時の免許申請に係る標準的な審査期間を定め、それを公表するよう最大限の努力を行う。
- c. 申請が到達したときは、日本国政府は遅滞なく審査を開始する。
- d. 申請を却下する場合には、日本国政府はその理由を提示するよう最大限の努力を行う。
- e. 日本国政府は、保険制度改革の一環として、他の金融分野に適用される類似の要件を勘案しつつ、申請者の財産的基礎及び経営者の適格性等に係る要件を含め、設立時の免許に係る基準を法律又は規則に定める意図である。
- f. 日本国政府は、外国保険事業者が日本において保険事業を営む免許付与の条件として、日本において未だ提供されていない保険商品の導入を要求されることはないことに留意する。
- g. アメリカ合衆国政府は、連邦主義の原則、

米国における州政府による保険規制の長い歴史及びマッカラン・ファーガソン法を認識しつつ、また、健全性に関する懸念に対処する一方で保険市場の一層の国際化を求める監督当局の関心に留意しつつ、

- i. NAICが1993年10月に他州で拠点免許を得ていない米国外の保険事業者の米国への新規進出に関するモデル法を採用したことを歓迎し、NAICがこの問題に関し関係州当局と共に努力を続けること又は適当な場合には努力を一層強化することを奨励する。
- ii. 監督当局は保険事業者により完了された申請に対し合理的な期間内に行政判断を下すべきであるという観点から、保険事業者の免許申請審査に要する期間の問題に関し、適切である場合には、NAICが検討を行うことを歓迎する。
- iii. 外国保険事業者の取締役についての米国市民要件問題に関して各州と見直しを行うとのNAICの努力を歓迎し、NAICが、この問題につき関係州当局との間で努力を続けること又は適当な場合には努力を一層強化することを奨励する。
- h. 日本国政府はアメリカ合衆国政府に対して、認可される保険種類、信託財産の要件、法定供託金の要件、送金制限及び再保険信託勘定に関する外国保険事業者に対する異なった州規制が、外国保険事業者の米国保険市場への参入能力に影響を与えるとの懸念を表明した。

(3) 保険仲立人

- a. 保険仲立人の役割は、利用者と保険事業者の間の仲介者として働き、利用者が自らのニーズに最も適した保険商品を選択することを助けるよう尽力することにある。
- b. 日本国政府は、仲立制度の導入により、保険利用者に対し保険商品に関する客観的な助言が提供されることを期待する。仲立人の目的は、生命保険募集人や損害保険代理店の目的とは異なる。日本国政府は、仲立制度の導入が販売チャネルの多様化をもたらし、日本の保険市場における販売競争を促進することを期待する。

したがって、保険制度改革の一環としての所要の法改正を経て、賠償資力の確保に係る規制及び代理店との兼営禁止を含む適切かつ合理的な健全性確保のための措置の公正な適用の下、保険仲立人は、日本において拠点を設立し、保険事業を営むことが可能となる。

(4) 簡易保険

- a. 日本国政府は、郵政省による日本における保険事業に関する現行の法制について、次の通り確認する。
 - i. かかる保険事業は、日本における民間保険事業者による保険事業を管掌する法律とは独立した法律に従って行われるものであること。
 - ii. 現在、この法律は郵政省が11の基本保険商品を提供することを認めており、郵政省は、これら11の基本保険商品の合計25の変型商品を提供していること。また、この法律は、郵政省がこれらの商品の特約条項を提供することを認めていること。
 - iii. 法律で認められた商品及び特約条項の範囲内での限定的な変更を除き、郵政省により提供される保険商品又は特約条項の拡張又は変更は国会の承認を要すること。
 - iv. 民間分野を対象とする現在進行中の保険制度改革は、郵政省による保険事業に関する法改正とは別個のものであり、これを対象としないこと。したがって、保険制度改革過程の完了自体は、郵政省が国会により提供を認められている保険商品又は特約条項の拡張をもたらすものではないこと。
- b. 郵政省は、主として疾病、傷害及び介護の保障に係る保険商品について、その拡大又は変更のための法律改正を国会に求める提案の作成に関し、日本における外国保険事業者が、その要請に基づき、情報を与えられ、意見を述べ、郵政省職員と意見交換するための実質的かつ公正な機会を与えられることを保証する。

(5) 国境を越える取引

- a. 日本国政府は、保険制度改革の一環として、日本国籍の航空機及び国際海上運

送)に使用される日本国籍の船舶に対する国境を越える保険取引を自由化する意図を有する。

- b. 宇宙空間への打上げ及び運送荷物(衛星を含む。)については、保険制度改革とは別個に所要の措置がとられる。
- c. 日本国政府は、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書において、保険に係る約束に関し、日本国内で運送される貨物に係る保険契約についての留保等の留保を掲げた。

V. 政府企業

- (1) 日本国政府は、附属書2に記載された政府企業に対し、外国保険事業者によるその保険プログラムへのアクセスを認めること、また参加保険事業者間での保険料の配分を公正、透明、無差別かつ競争的な基準に従って行うことを確保することを奨励する。
- (2) アメリカ合衆国政府は、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書において、保険に係る約束に関し、支店は米国連邦政府の契約のための保証証券の提供を認められていないとの事実についての留保を掲げた。

VI. 競争

- (1) 市場条件に関する民間による調査
 - a. 日本国政府は、系列関係に一定の経済合理性を有する側面があることを再確認する。ただし、第一に、「系列」関係として言及される取引関係のある種の側面は、反競争的取引慣行を生じさせ、海外直接投資を妨げるような影響を及ぼし、差別的グループ取引を促進することがあり得ること、第二に、「機関代理的」は競争力ある外国保険事業者の日本の保険市場へのアクセスを相当程度妨げることがあり得ることについての外国保険事業者の懸念に留意しつつ、両政府は、国内および外国の保険事業者に対して、以下の要請を行う。
 - i. 「系列」関係の問題を討議し、日本の保険市場における系列内取引の程度と影響の調査を行う独立研究機関を共同で選定すること、及び
 - ii. 機関代理店の問題を討議し、必要と認められる場合には、この問題を独立

研究機関によって行われる上記の調査に含めること。

- b. 両政府は、外国の及び国内の保険事業者に対して、独立研究機関が日本の保険市場に特有な「系列」関係を分析するに際し情報を与え、かつこのような分析を行うことを認めること、また適当な場合には、日本の保険市場についての包括的、有益かつ厳格な調査を行うことを確保することを要請する。
 - c. 両政府は、外国の及び国内の保険事業者に対し、1994年12月15日までに、上記の調査を実施する独立研究機関の名称を両政府に報告するよう要請する。両政府は、右調査が1995年4月1日までに完了することを期待し、外国の及び国内の保険事業者に対し、この期待を実現するためにあらゆる可能な努力を行うよう要請する。
- (2) 公正取引委員会による調査

公正取引委員会は、保険改革関連の法改正の実施後、右の法改正の実施以降見られる進展、上記の民間による調査及びその他の関連事項等の要因を適切さに応じて勘案しつつ、競争政策上の観点から、合理的な期間内に日本の保険市場に関する調査を行う用意がある。
 - (3) 執行措置
 - a. 日本国政府は、保険分野を含むすべての産業において、適当な場合には市場構造その他の要因に照らして、独占禁止法違反を構成する私的独占、不当な取引制限又は不公正な取引方法等の慣行に対して独占禁止法を厳正に執行するとコミットメントを確認する。
 - b. 日本国政府は、保険審議会答申に留意しつつ、1995年度までに、保険業法に規定されている独占禁止法の適用除外制度の見直しを行う。
 - (4) 独占禁止法第28条

両政府は、独占禁止法第28条に基づき、公正取引委員会は独立してその職務を行使するものであることを理解する。

VII. 協議

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、毎年又はいずれかの政府の要請に基づき随時、本措置の実施状況を検討し、必要に応じ、保

險に関するその他の問題につき討議するために会合を開催する。

Ⅷ. 措置の実施状況の評価

(1) データの収集

日本に関する以下の情報が毎年1回提出される。

a. 次の i 及び ii について、生命保険分野及び損害保険分野における新商品、新料率及び保険事業免許の認可件数、並びに、主として疾病、傷害又は介護の保障に係る第三分野の新商品の認可件数

i. 外国保険事業者；及び

ii. 国内の保険事業者

b. 次の i、ii 及び iii について、生命保険分野及び損害保険分野における新商品、新料率及び保険事業免許の認可比率(申請又は届出の件数に対する認可された件数)、並びに、主として疾病、傷害又は介護の保障に係る第三分野の新商品の認可比率

i. 外国保険事業者；

ii. 国内の保険事業者；及び

iii. すべての保険事業者

c. 次の i 及び ii について、生命保険分野及び損害保険分野における総保険料

i. 外国保険事業者；及び

ii. すべての保険事業者

米国に関する以下の情報が毎年1回提出される。

a. NAICの認定プログラムにより認定を受けた州の数

b. モデル法を含むNAICの調和提案の内容及び説明

c. 次の i 及び ii について、生命保険分野及び損害保険分野における総保険料

i. 外国保険事業者；及び

ii. すべての保険事業者

データの収集に関し、「外国保険事業者」とは、支店形態のものを含め、外国の株主により50%以上の株式が保有されている保険事業者をいう。

(2) 評価

本措置の実施状況の評価及び達成された進展の評価は、以下の定性的及び定量的基準の総合的な検討に基づいて行われる。これらの定性的及び定量的基準は一体として考慮され、いずれの一つの基準も措置の評

価又は達成された進展の評価において決定的なものではない。これらの基準は数値目標を構成するものではなく、むしろ I. に掲げる枠組みの目標及び本分野の目標に向けて達成された進展を評価するために使用される。

a. 定性的基準

i. 日本における基準及び措置についての透明性及び入手可能性、並びに日本において外国保険事業者が、保険事業に関する問題について情報を与えられ、意見を述べ、政府職員と意見交換し、また、会合に出席し、諮問機関に陳述書の提出を行うための実質的かつ公正な機会；

ii. 他の保険事業者又は保険仲介業者との調整又はこれらへの情報開示を要求され又は助言されたりすることがないことを含め、日本における申請及び届出の迅速かつ公正な審査；

iii. 免許申請の審査に関する問題を含め、本措置の中に示された米国市場についての問題に関しNAICを奨励するというアメリカ合衆国政府の努力；

iv. 市場条件及び取引慣行の一定の側面から生じる日本における市場アクセスに対する障害について、仮にかかる障害がある場合には、それに対処する変化；

v. 本措置により創られた新たな機会を利用する外国の保険事業者及び仲介業者による努力；及び

vi. 本措置に含まれているその他の措置の実施状況

b. 定量的基準

競争力のある外国保険事業者の市場アクセスの相当程度の改善に対処するとの観点から、

i. 外国の及び国内の保険事業者について、日本の生命保険分野及び損害保険分野における新商品又は改定商品及び料率の認可件数及び認可比率の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率；

ii. 日本における外国保険事業者については市場の分野毎の保険料の、ある報告

期間から次の報告期間への変化及び変化率；及び

- iii. 日本におけるすべての保険事業者の総保険料に対する外国保険事業者の総保険料の割合、及び適切な場合には市場の分野毎の保険料の割合の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率

(附属書1)

行政不服審査法（1962年法律第160号）及び行政事件訴訟法（1962年法律第139号改正）の概説

- (1) 行政不服審査法の下では、行政機関の処分、不作為、又は決定に関し、不服のある者は、行政機関に対し不服を申立て、また違法性又は裁量権の濫用の審査及び是正を得ることができる。不服申立ての種類としては、異議申立て、審査請求、再審査請求がある。
- (2) 行政機関は以下の場合においては、教示をしなければならない。
- a. 行政機関は、処分を書面で行う場合には、処分書中に示された者に対して不服申立てをすることができる旨、並びに不服申立てをすべき行政機関、及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。
 - b. 行政機関は、処分書中に直接に示された者ではないが当該処分に利害関係を有する者から要請がある場合には、そのような利害関係を有する者に対し、a. に示された情報を教示しなければならない。
 - c. 行政機関がa. 又はb. にいう教示をしなかった場合において、不服申立ての資格を有する者が、審査請求を所管する官庁（審査庁）以外の官庁に不服申立書を提出したときは、当該処分を行った行政機関は右の不服申立書を審査庁に送付しなければならない。
- (3) 不服申立てがなされた場合には、審査庁は以下を行うことが求められる。
- a. 不服申立てが審査要件を満たしているか否かを審査し、要件を満たしている場合には、審査を開始する；
 - b. 不服申立人及び代理人に対し、特に、書面による証拠提出及び口頭による弁論を行うことを認める；及び

c. 書面により決定及び決定の理由を示し、記名押印する。

- (4) さらに、行政事件訴訟法の下では、行政機関の違法な処分又は裁量権の濫用により、個人の具体的な権利や利益に侵害が生じた場合には、当該個人は裁判所に対して訴訟を提起し、司法上の審査を求めることができる。
- (5) 日本における保険分野に関しては、異議申立ては、行政不服審査法に従い、大蔵省に対して行わなければならない。異議申立てに関する大蔵省の決定の後に、異議申立人は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく「審査」又は「再審査」といった更なる行政手続を経ることなく、司法上の審査を求めるため裁判所に上記決定についての訴えを提起することができる。

(附属書2)

政府企業

1. 住宅金融公庫
2. 年金福祉事業団
3. 住宅・都市整備公団
4. 沖縄振興開発金融公庫
5. 雇用促進事業団

(出所)『第19回大蔵省国際金融局年報 平成7年版』（平成8年2月16日）267-277ページ

11-90 対外経済改革要綱

1994（平成6）年3月29日閣議決定

I. 基本方針

1. 国際社会との調和がますます重要性を増している一方、高齢化社会を迎える我が国経済社会の展望に照らし、国際社会に開かれた、質の高い実のある経済社会を実現するための改革を推進していくことが急務である。
2. 現在、世界経済は、一部先進国経済の回復の動きはあるものの、なお多くの国で深刻な失業問題を背景として、保護主義的な動きが根強い。そのような状況下で、大幅な経常収支黒字を抱える我が国に対しては、依然として閉鎖的な市場であるとの声が存在している。このような批判の中には、誤解に基づくものもあるが、改善すべき点は、我が国のために積極的に改善していくこと

が必要である。我が国は、引き続き内需主導型の経済運営に努めるとともに、規制緩和をはじめとする国内経済改革を推進することにより、市場機能を最大限発揮させる中で、経常収支黒字の十分意味のある縮小の中期的達成と競争力のある外国製品・サービス輸入の相当程度の増加に向けて効果的な手段を講じていくことが必要である。

3. また、こうした対応は、内外価格差の是正や消費者選択の多様化を通じて、国民生活の向上に資するとともに、活力と創造性に満ちた我が国経済の構築にとっても不可欠である。

Ⅱ. 内需主導型の経済運営

我が国としては、経常収支黒字の十分意味のある縮小を中期的に達成することを意図して、力強く持続的な内需主導型の経済成長を促進するという中期的な目的を積極的に追求し、その関連で、我が国は、この目的を達成するために必要に応じ財政・金融面での措置を含む諸措置を採ることを再確認する。

1. 当面の経済運営

我が国は、先般、約6兆円の減税や第3次補正予算による追加措置を含む15兆円を超える史上最大規模の総合経済対策を策定した。また、平成6年度予算においても公共事業関係費や地方単独事業の伸びを確保するなど可能な限り景気に配慮しているところである。政府としては、こうした総合経済対策の着実な実施及び平成6年度予算の早期成立に努める。

2. 経常収支黒字の縮小

経常収支は為替レート、諸外国の景気動向、原油価格その他の外部要因の動向に左右されるものであるものの、政府は上記のような政策運営の下で、我が国の経常収支黒字の縮小に向けて努力する。

我が国の経常収支については、平成5年の円ベースの黒字が過去3年間で初めて縮小に転じたところである。これは、輸出数量の減少と製品類を中心とした輸入数量の堅調な伸びによるものである。また、政府経済見通しにおいては、我が国の経常収支黒字は、平成5年度14.4兆円程度（実績見込み）に対し、平成6年度には13.8兆円程度と見込んでいる。その対国内総生産（GDP）比も平成4年度

の3.4%をピークに次第に低下する傾向にある。なお、政府経済見通しに基づき試算すると、同比率は平成5年度には3.1%程度、平成6年度には2.8%程度となる。

3. 公共投資

高齢化が本格化する21世紀を控え、豊かで質の高い生活を支える発展基盤を構築する見地から、人口構成が若く、経済に活力のある間に社会資本整備を一層促進することが必要であり、その結果として対外不均衡の縮小にも資することが期待される。

このため、後世代に負担をのこさないような財源の確保を前提とした公共投資基本計画の配分の再検討と積増しを含めた見直しに着手し、本年6月を目途に取りまとめに努める。

4. 税制

所得減税を含む税制改革については、本年6月中旬に結論が出されることとされている与党の協議も踏まえ、年内にその実現を図る。

なお、平成6年分の所得税の特別減税のための臨時措置法には、国会において、全会派一致で、「平成7年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。」との条項が、修正追加されている。

Ⅲ. 市場機能の強化と対日アクセスの改善

1. 規制緩和の推進

(1) 重点的な規制緩和の推進

我が国経済社会を国際的に開かれたものとし、中長期的に自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを基本とし、内需拡大や輸入促進を図り、国民生活の質の向上を目指し、併せて、新規事業の拡大、内外価格差の縮小等の経済的効果を期する観点から、公的規制の抜本的な見直しに重点的に取り組むこととする。主な検討項目及びその検討の基本的方向は、別紙1のとおりとする。検討に際しては、外国を含む民間事業者等の具体的な要望に十分留意し、以下の点を重視し検討を行い、その成果を本年6月末を目途に取りまとめるものとする。

① 市場アクセス改善の促進

外国事業者、外国製品等の我が国市場への参入を実質的に阻害している規制に

ついて、廃止又は阻害要素の除去を図る。

- ② 基準・認証制度の国際的整合化
 基準・認証制度及び表示制度について、基準、内容等に関し、国際的な水準に整合したものとするとともに、原則として、国外認定又は海外データの受入れを行う。
- ③ 検査・検定制度の国際的整合化
 輸入、国内販売又は国内使用に際して課せられる公的検査に関し、検査・検定基準についても同様とし、原則として、外国検査データの受入れ又は外国における検査結果の認容を行うとともに、各種法令に基づき同一対象に重複して課せられるものについては、検査・検定基準の整合化、二重検査の排除を推進する。
- ④ 手続等の簡素化・迅速化
 許認可等審査基準、検査基準及び申請等における必要な書類、データ等の明確化を図るとともに、標準処理期間の明示を推進する。

(2) 行政改革推進本部における規制緩和への取り組み

上記(1)の検討を成果あるものとし、着実に推進するため、住宅・土地関係、情報・通信関係及び輸入促進・市場アクセス改善・流通関係規制については、行政改革推進本部に、それぞれ、作業部会を設置し、本年6月末を目途に規制緩和の方策の取りまとめを行う。

(3) 計画的な規制緩和の推進

上記(1)及び(2)の成果を踏まえつつ、公的規制の見直しを計画的に進めることとし、経済的規制については原則自由・例外規制かつ、社会的規制については本来の政策目的に沿った必要最小限のものとするを基本的な考え方として、抜本的な見直しを行う。このため、平成6年度内に、政府として、5年を期間とする「規制緩和推進計画」(仮称)を策定する。

これに当たり、平成6年度早期に同計画の策定に係る基本指針を策定し、これにより各省庁における所管行政に係る公的規制の見直しを推進する。

また、届出、報告等に係る国民の負担の軽減に効果的に取り組むこととし、上記の「規制緩和推進計画」の一環として、新た

な負担軽減推進方策を策定する。

(4) 強力な第三者機関の設置

政府による規制緩和の実施状況を監視するため、次のとおり、法律に基づく強力な第三者機関として「行政改革委員会」を設置することとし、今国会に提出した同委員会設置法案の早期成立を期する。

- ① 総理府に設置し、総理の直接の指導力の発揮を可能とするものとする。
- ② 優れた識見を有する民間有識者により構成し、中立的かつ客観的な立場から、政府による施策の実施状況を監視し、その結果に基づき、意見表明、勧告を行うものとする。また、このために必要な意見聴取、調査等を行うとともに、行政監察組織を活用し得るものとする。

③ 独立の事務局を有し、活動の中立性を確保する。

なお、同委員会の活動に当たっては、外国を含む民間等の意見・要望に留意するものとする。

(5) 既往決定措置の早期かつ着実な実施

「今後における行政改革の推進方策について」(平成6年2月15日閣議決定)に基づく具体的な規制緩和措置については、別紙2に掲げるものを始めとして、早期かつ着実に実施に移す。

これらの実施に当たり、今国会に必要な法律案を提出し、その成立を期する。

また、これら法律案の提出に当たり、その相当件数については、規制緩和に関する一括草案として提出する。

- (6) 行政手続の透明性、公正の確保の推進
 許認可等の行政処分に係る手続及び行政指導の透明性の向上、公正の確保に関し、第128回国会で成立した行政手続法を本年10月を目途に施行する。同法の円滑かつ的確な施行と徹底に向け、施行準備及び周知活動の充実を図る。また、同法の施行後にあっては、その施行状況調査等の充実を図り、同法の定着に努める。

2. 競争政策の積極的展開

公正かつ自由な競争を一層促進することにより、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとするため、競争政策の積極的展開を図る。

(1) 独占禁止法の厳正な運用

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為に対し、引き続き厳正に対処する。

また、公正取引委員会は、国民生活に広範な影響を及ぼす悪質かつ重大な違反行為等については、積極的に刑事処罰を求めて告発を行う。

(2) 公正取引委員会の審査体制の強化

独占禁止法の執行力強化のため、公正取引委員会の審査体制を一層整備することとし、平成6年度においては、独占禁止法違反被疑行為に関する情報収集体制及び事件処理体制を強化するため、事務局の審査部門の定員を17名（9%）増加させるとともに、情報収集部門、地方事務所の事件処理部門等の機構の拡充・整備を図ることとしているが、今後とも引き続き審査部門の充実・強化を図る。

(3) 談合防止のための「入札ガイドライン」の策定等

① 「入札ガイドライン」の策定

入札談合に関して引き続き独占禁止法に基づき厳正に対処するとともに、入札談合の未然防止の徹底を図るために公正取引委員会は、新たに、公共工事、物品調達等を含む公共的な入札全般に係る事業者及び事業者団体の活動を対象として、独占禁止法との関係について基本的な考え方を示すとともに、具体例を挙げて、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」に分類して提示した「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（入札ガイドライン）を策定する。

同ガイドラインについては、原案を本年3月4日に作成・公表したところであるが、それに対する内外の関係各方面からの意見を参酌の上、本年夏を目途に最終的なガイドラインを策定する。同ガイドラインの策定に伴い、現行の「公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する独占禁止法上の指針」は廃止する。

② 入札談合情報の処理システムの整備

入札談合の疑いがある場合の公正取引委員会への通知等を含めた手続の流れについての調達機関によるマニュアル化、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」の一層の活用等により、調達機関及び一般からの入札談合情報の処理システムの整備を図る。

③ 公正な調達のための研修プログラムの実施

調達機関は発注担当官に対して公正な調達を行うための研修プログラムを実施し、公正取引委員会は調達機関の発注担当官に対して入札談合の未然防止や公正かつ自由な競争の促進の観点から研修プログラムを実施するとともに同様の観点から調達機関が行う研修プログラムに対し支援する。

(4) 「事業者団体ガイドライン」の改定

公正取引委員会は、事業者団体の独占禁止法違反行為に対し、引き続き厳正に対処するとともに、事業者団体の活動による独占禁止法違反行為の未然防止の徹底を図るため、内外事業者についての参入制限、事業活動制限その他競争制限的行為の排除等に関する「事業者団体問題研究会報告書」（平成5年3月公表）の指摘等を踏まえて「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（事業者団体ガイドライン）の改定作業を進める。

(5) 通用除外制度を原則廃止する観点からの見直し

本年2月の「今後における行政改革の推進方策について」において決定されたとおり、個別法による独占禁止法の通用除外カルテル等制度について、5年以内に原則廃止する観点から見直しを行い、平成7年度末までに結論を得るとともに、再販売価格維持制度についても、同様の観点から見直しを行い、再販指定品目については、平成10年末までに、すべての商品を取り消す方向で見直しを進める。

個別法による独占禁止法の通用除外カルテル等制度の見直しについては、「独占禁止法適用除外制度見直しに係る関係省庁等連絡会議」を開催し、見直し作業の積極的

推進を図っている。

(6) 景品規制の見直し・明確化

公正取引委員会は、我が国市場における公正な競争の確保・促進を図っていく等の競争政策の観点から、景品規制の見直し・明確化に関する検討を進める。

(7) 取引慣行の調査等

① 公正取引委員会は、事業者間取引において公正な競争を阻害するような取引が行われないよう引き続き監視を行い、関係するガイドラインに示された考え方に従い、独占禁止法に基づき厳正に対処する。

② 公正取引委員会は、個別業種の事業者間取引について競争政策の観点より従来から順次実施している実態調査を、現在は農業及び合成ゴムの2業種について行っており、本年夏を目途に取りまとめる。

公正取引委員会は、輸入消費財や輸入原材料を使用し、又は価格が大幅に低下している輸入品と競合する消費財及び生産財の取引について競争政策の観点から実施している調査を、早急に取りまとめる。

公正取引委員会は、大規模小売業者の取引慣行について競争政策の観点から実施している調査を、本年夏を目途に取りまとめる。

公正取引委員会は、これらの調査の結果、競争阻害的慣行・行為が認められた場合には、必要な改善措置を採る。

(8) 内外価格差調査

関係省庁は、内外価格差調査を充実、実施し、必要に応じ、競争促進のための適切な措置を講ずる。

3. 輸入・投資の促進

(1) 規制緩和の推進

輸入の促進、対内投資の促進を図っていくためには、外国事業者、外国製品等の我が国市場へのアクセスを一層改善していくことが極めて重要であることから、1. 規制緩和の推進の(1)及び(2)に基づき、輸入・投資の促進に資する具体的な規制緩和方策について、本年6月末を目途に行政改革推進本部において取りまとめることとする。

(2) 輸入・投資促進のための支援措置

① 輸入促進

我が国は、従来から他の国には例をみない輸入拡大策を講じてきており、輸入品に対する特例的な優遇措置である製品輸入促進税制、政府系金融機関による低利融資制度、日本市場に参入しようとする外国企業への公的支援等、幅広い措置を実施しているところである。

昨年10月、内閣総理大臣を議長とする貿易会議において、「輸入拡大基本方針」を決定したところであるが、輸入拡大の重要性がますます高まっている状況に鑑み、下記項目を柱とする「1994年度輸入拡大行動計画」(別紙3)を実施することとする。

- (a) 税制・金融措置による輸入促進インセンティブ
- (b) 外国企業、外国政府の対日輸出努力に対する支援
- (c) 輸入関連インフラ等の整備等

② 投資促進

対内投資の拡大は、内外の企業による多様な競争を通じて、国内経済の活性化と消費者選択の拡大につながるとともに、世界に開かれた我が国経済社会の形成にも資するものである、との観点から、特別の立法措置を講ずる等積極的な優遇策を講じてきているところである。

我が国への外国・外資系企業の進出と定着を促進するためには、その投資環境及び生活環境の一層の改善を図っていくことが重要であることから、こうした施策を周知させるとともに、その着実な実施を強力に推進するため、下記項目を柱とする「1994年度対内投資促進行動計画」を実施することとする。

- (a) 税制・金融措置による対日投資促進
- (b) 外国企業による対日投資に対する支援等

(3) OTO及び貿易会議の積極的活用等

① 本年2月、内閣総理大臣を本部長とする市場開放問題苦情処理対策本部の設置及び外国人を含む学識経験者からなる市場開放問題苦情処理推進会議の開催により、OTOを充実・強化したところであり、

国際規格・基準への整合化等の原則に基づき、従前以上に迅速かつ確かな苦情処理の確保に努めるとともに、OTOミッションの派遣、在日外国公館等との意見交換等により諸外国の意見を積極的に聴取してOTOを通じた市場アクセスの一層の改善を図る。

同推進会議において、外国人事業者等の問題提起を受けて我が国の基準・認証制度等に関する意見を本年4月中を目途に取りまとめ、政府として、この意見を最大限尊重した対応を速やかにとる。

- ② 本年5月ないし6月に貿易会議を開催し、外国人を招聘して、対日市場アクセスに関する規制緩和や政策的措置の改善に関する意見を直接聴取し、行政改革推進本部輸入促進・市場アクセス改善・流通作業部会等の検討に反映させる。
- ③ 対内投資促進のための新たな政策の立案を行っていく上での意見集約及び関連施策の周知を図るため、外国企業、関係省庁、民間経済団体等からなる対日投資会議（仮称）を平成6年度から発足させる。

4. 政府調達の改善

我が国の政府調達については、一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするとともに競争力のある内外の供給者等がより容易に市場参入できるよう、本年2月3日に我が国の自主的措置として「政府調達に関するアクション・プログラム」を決定し、今後の所要の措置を講ずることとしたので、その着実な実施を推進する。

上記アクション・プログラムに基づき、以下の措置を講ずる。

- (1) 「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」の策定・実施

「政府調達に関する協定」及び我が国会計法令との整合性を確保しつつ供給者利便の向上、競争力のある内外の供給者の市場参入機会の拡大及び手続の透明性の徹底を図ることを目的として、本年3月28日、調達手続面における以下の措置を講ずることとする「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」を決定した。同措置は平成6年度当初予算に係る調達から実施すること

を基本とする。

- ① 適用範囲の拡大

上記運用指針の適用範囲については、対象機関の拡大（新協定で対象となる見込みの19機関も自主的に前倒し実施）及び基準額の自主的引下げの継続（我が国は自主的に10万SDR以上の調達契約を対象）を行う。

- ② 中立的な技術仕様の策定を確保するための手続の整備及び透明性の徹底

一定の大型調達案件について、技術仕様を策定するに当たり透明性、公正性及び無差別性を確保する観点から、市場調査のための資料提供招請及び調達前の意見招請の手続（官報公示等）を新たに定める。

- ③ 前広かつ平等な情報提供を図ることによる競争力のある内外の供給者の市場参入機会拡大の推進

セミナーにおける中長期的な調達関連情報の発表及び公表、年度当初より10万SDR以上の調達案件を各調達機関で公表、政府調達情報のデータ・ベース化と合わせて同情報を日本貿易振興会を通じ内外の供給者に幅広く提供する等の措置を実施する。

- ④ 一般競争契約の積極的活用及び指名競争契約・随意契約の縮減

内外無差別原則の下、一般競争契約を原則としている現行制度の趣旨に則して指名競争契約及び随意契約を縮減することとし、これを担保するため随意契約締結前の情報の公表（官報公示）、指名競争契約における指名業者名の公示等の手続を新たに定める。

- ⑤ レビュー及びフォロー・アップ

上記運用指針の着実な実行を確保するため、実施のためのガイドライン及び具体的スケジュールを策定するとともに、毎年実施状況をレビューする。その際、内外の供給者及びこれを代表する団体から意見・要望を徴取する機会を設ける。

- (2) 苦情処理体制・手続の整備

当面の措置として物品全般の政府調達に関する苦情処理については、中立の「政府調達審査委員会」による苦情処理手続を上

記運用指針中に新たに設け、もって政府調達手続の運用に関し、透明性、公正性及び競争性の確保に努める。平成6年度早期より前記苦情処理手続が円滑に実施できるよう「政府調達審査委員会」の発足等所要の手続を早急に進める。

(3) 落札方式の改善

最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件については、総合評価落札方式を活用することを勧奨する。

当面、コンピューター、電気通信及び医療技術の分野の一定の調達案件について、平成6年度末を目的に総合評価落札方式を活用する際の評価基準を作成し、総合評価による調達を導入することとする。

(4) その他アクション・プログラムの着実な実施

その他上記アクション・プログラムに盛り込まれている措置については、スケジュールに従い着実な実施を図る。

IV. 日米包括協議優先三分野における自主的措置

日米包括経済協議の「優先三分野」である、電気通信・医療技術の政府調達、保険、自動車・自動車部品の各分野についても、これまでの交渉の進捗状況に応じ、現時点で政府として自主的にとりうる最大限の措置をとることを決定した。

今回の措置の実施を基礎として、日米経済関係の一層円滑な運営が図られることが期待される。また、こうした措置は、当然のことながら、米国以外の諸外国に対しても一律に均霑する形で適用される。

1. 電気通信・医療技術の政府調達

我が国の政府調達については今回の対策において物品一般の調達に関し自主的措置を講じることとしたが、更に、電気通信及び医療技術の各分野に関しては、内外無差別、透明、公正、競争的かつ開放的な政府調達手続を確保するとともに競争力ある外国製品及びサービスに対する市場アクセス及び販売を相当程度増大させることを意図し、また日米包括経済協議において、これまで話し合いが進められた事項も踏まえ、概要以下のとおり措置を講じることとした。同措置は、原則として平成6年度当初予算に係る調達から実施する

こととする。

- (1) より多くの競争力ある内外の供給者に対し入札手続への参加の機会を与えるとの観点から、入札前段階における早期の無差別かつ公正な情報アクセス確保のための手段として、①当該年度における基準額以上の全調達案件につき調達の概要等の情報の可能な限り早い段階での官報公示、②原則として80万SDRを超える大型の既製品及び基準額以上の開発・改造品につき意見招請する旨を入札公告前に一定の十分な期間を置いて官報公示、③意見招請を行う調達案件につき入札前説明会の必須化等、を行う。
- (2) 随意契約を一層縮減し競争入札の機会を拡大するとの観点から、基準額以上のすべての調達案件につき、既に競争的手続を適用したが入札者がいない場合等又は極めて緊急な場合を除き、契約予定日の少なくとも40日前に官報に調達案件を公示する。
- (3) これまでも非研究開発衛星、スパコン、コンピューターの先端技術分野の調達措置においては、価格以外の技術的、機能的要因を重視する必要があるとの観点から総合評価方式が定められているところであるが、電気通信及び医療技術分野の調達についても、技術的、機能的要因を考慮して調達を図るとの観点から、措置実施から一年の準備期間の後、基準額以上の開発・改造案件及び原則として80万SDRを超える調達案件につき、総合評価方式により評価して落札を行う。
- (4) また、電気通信と医療技術の各分野の特性に鑑み、以上に加え、特に、電気通信分野では、関心を表明した潜在的な下請け業者のリストを作成・公表し、また医療技術分野においては、基準額如何にかかわらずすべての調達に関し一定の調達情報を公表する。
- (5) すべての供給者に対し措置の公正な実施を確保するとの観点から、新たに措置の対象となる調達案件についての苦情処理体制を整備し、苦情処理については、新たなガット政府調達協定が我が国について効力を生じるまでの間、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」の苦情処理の手続を準用する。

- (6) このほか、措置の実施状況を評価し、措置の実施に伴い生じる具体的問題に対処することを目的として措置のレビューを実施する。レビュー会合においては統計等の関連情報を活用し、措置の実施状況及び供給者の活用状況を点検するとともに、内外企業・団体からの意見を聴取する機会も設ける。

2. 保険

- (1) 我が国の保険制度を、一層透明性の高いものとし、契約者保護に配慮しつつ、規制緩和を推進し、競争力ある内外の供給者がより容易に市場参入できるよう、我が国政府が自主的に措置することは、市場開放に対する積極的取組みという観点からも、重要である。

我が国としては、保険審議会において平成4年6月に「新しい保険事業の在り方」と題する答申を取りまとめ、①規制緩和・自由化による競争の促進、事業の効率化、②健全性の維持、③公正な事業運営の確保の3つの指針に則り、保険制度改革に現在鋭意取り組んでいる。なお、保険制度改革に伴う保険業法等の改正法案の国会提出を、可能な限り平成7年中に行う予定としている。

- (2) 保険制度改革の趣旨及び日米包括経済協議における議論等を踏まえ、我が国としては概要以下の保険に係る自主的措置を講ずる。
- ① 透明性の向上のための措置
 - (a) 免許・商品認可基準の明確化……（平成6年施行の行政手続法の遵守）
 - (b) 開発利益……（導入する場合は、その基準の明確化）
 - (c) 業界団体等への参加……（支店形態の外国保険会社の加入を可能とする（社）日本損害保険協会の定款変更）
 - (d) 保険制度改革に係わる外国保険会社からの意見聴取
 - (e) 届出及び申請に対する手続上の保護
 - ② 規制緩和措置
 - (a) 商品及び料率の認可の弾力化……（標準料率、自由料率が適用される保険商品の対象範囲の拡大等）
 - (b) 保険ブローカー制度の導入……（保

険制度改革の一環として導入）

- (c) クロスボーダー取引……（保険制度改革の一環として日本国籍の航空機、外航船舶に対する海外からの直接付保を自由化）

- ③ その他
独占禁止法の適用除外制度……（保険審議会答申を参照しつつ、平成7年度までに、保険業法に規定されている独占禁止法の適用除外制度の見直しを行う。）

3. 自動車・自動車部品

我が国政府は、自動車・自動車部品分野において、外国自動車部品産業の日本市場等への参入を拡大し、我が国自動車産業と外国自動車部品産業との間の長期的取引関係の樹立を促進するとともに、外国製自動車の輸入円滑化のため種々の措置を講じてきた。また、我が国の自動車産業も、各国の自動車産業・自動車部品産業との産業協力、現地化の推進、輸入促進等に積極的に取り組んできたところである。

今回、さらに我が国政府は、外国における生産拠点による外国製自動車部品の調達拡大や我が国市場への外国製自動車及び自動車部品の輸入促進等市場アクセスの拡大を追求するため、次の措置を講ずることとする。

なお、我が国主要自動車関係団体及び自動車メーカーも、自動車・自動車部品分野における取引が民間ビジネスの問題であり、その取引の拡大のためには、民間相互の努力の積み重ねが不可欠であるとの認識に基づき、自主的な対応をとったところであり、政府としてもその努力を歓迎したい。

(1) 取引拡大のための支援措置

① 財政支援

日本政府は、外国製自動車・自動車部品の取引の拡大を図るため、輸入車展示会の開催、デザイン・イン研修の支援等、日本貿易振興会が、関係事業者、関係外国政府機関等と協力して行う事業に対して財政支援を行う。

（平成6年度事業費の一部として、平成6年度予算政府案では780万ドルの財政支援を予定。）

② 情報提供等

(a) 自動車登録情報の提供

自動車登録情報の提供については、外国自動車メーカー等からの申請があれば国内の自動車メーカーと同一の条件で情報を提供する。

(b) 補修部品に関する周知徹底

- 1) 自動車ディーラー、自動車整備業者等に対し、自動車の検査において、外国製の自動車部品の使用を差別的に取り扱っていないことを周知徹底するためのキャンペーンを積極的に実施する。
- 2) 外国部品メーカーによる自社製部品に関する情報の提供について、関係各団体における、機関誌への掲載、セミナーの開催等を通じ、積極的に支援する。

(2) 基準認証制度の改善

- ① 本年3月に型式指定取得促進ミッションを米国に派遣したところ、GM、フォード及びクライスラーの米国メーカーから今後は型式指定取得を基本とする旨の表明があり、これを促進するため、平成6年春から運輸省の自動車審査担当者をデトロイト総領事館に常駐させる。
- ② 基準については、既に基本的な部分では整合化が図られているが、より一層の日米欧間の国際基準調和に積極的に取り組む。
- ③ 米国から要望のあった16項目については、平成6年末までに結論が得られるよう日米基準認証専門家会合の早急な開催に向けて努力する。
- ④ 輸入車特別取扱制度（PHP）により輸入された自動車の検査については、ディーラーへの検査官の派遣を引き続き実施する。

(3) 独占禁止法の厳格な運用

- ① 公正取引委員会は、自動車産業を含むあらゆる産業における独占禁止法違反行為に対し、関係するガイドラインに示された考え方に従い、引き続き厳正に対処する。独占禁止法違反の事実に関する情報については、公正取引委員会に報告することができ、公正取引委員会は、報告

を受けた情報の内容と信憑性に応じて適切に対処する。

- ② 公正取引委員会は、平成5年6月に公表した自動車及び自動車部品の取引についての実態調査結果において、独占禁止法に違反する行為は見られなかったものの、競争政策上の観点から指摘した問題点について、引き続き注視していく。

(4) 上記措置のレビュー等

- ① 日本政府は、上記の政府による措置について、年2回定期的にレビューする。
- ②(a) 日本政府は、自動車部品の購入実績、完成車の輸入実績等を政府公式統計及び民間団体の統計を活用し、年2回定期的に把握する。
- (b) 日本政府は、次の要素を考慮し、(a)の自動車部品の購入実績及び完成車の輸入実績等の評価・分析を行う。
 - 1) 世界経済及び日本経済の状況、為替レート、世界及び日本の自動車需要・ユーザーニーズの動向等
 - 2) 日本自動車産業及びディーラーの種々の活動状況（自動車部品については、外国サプライヤーとのデザイン・イン活動、R&D施設の現地化状況、外国サプライヤーへの改善指導活動、購買ミッションの派遣状況等。自動車については、外国自動車メーカーとの協力状況、外国自動車のデュアルディーラーシップを含む我が国ディーラーの外国自動車取扱状況等。）
 - 3) 外国政府の協力等により収集される外国自動車産業及び自動車部品産業の種々の活動状況（自動車部品については、開発リードタイムの短縮状況、価格・品質面での競争力等。自動車については、右ハンドル車の投入状況、セグメント別投入状況、価格、アフターサービスの状況等。）
- (c) 日本政府は、(b)の評価・分析等に基づき、上記(1)～(3)に関し、要すれば、適切な措置を講ずる。また、我が国自動車関連産業等にその評価・分析を情報提供する。
- (d) 上記(b)に当たっては、日本政府は、

外国政府と協力して行う用意がある。

V. 調和ある国際経済社会の構築に向けた政策協調

1. 米国との間では、今次決定の方針に基づき、経済分野での諸懸案の解決が図られ、また、包括経済協議の枠組みの下で他の分野につき協議を進め、よって、政治、安全保障、経済、地球的規模の協力の各分野についての日米間の緊密な関係が維持、強化されることを期待する。
2. 相互依存関係の範囲及び深さがかつてないほど強まりつつある今日の国際経済社会においては、我が国は、米国、EU等先進諸国や発展途上国と協調して、新たに創設されるWTOの下で、多角的貿易体制の維持・強化を図るとともに、サミット、OECD等の場はもとより、日・EU間の協議の場等を通じて政策対話、政策協調を行うなど、我が国及び世界の安定的発展に向けて引き続き努力する。

また、アジア・太平洋地域における成長のダイナミズムの維持・発展のため、APECの域内協力を推進する。

(別紙1)

主な規制緩和検討項目及び検討の基本的方向

1. 住宅・土地関係

- (1) 住宅建築の材料、部品、給水装置について、耐火性能、強度等に関する評価方法・基準の国際的なそれらとの整合化、外国検査データの受入れ、検査・認定手続の簡素化、JIS・JAS関係規格の見直しなど、関係規制の見直しを進めるとともに、外壁の開口部等に関する防火規制の合理化など、住宅建築関係規制の見直しを進める。
- (2) 居住水準の向上に応じた容積率算定方法の弾力化、優良住宅プロジェクトに対する容積率割増、斜線制限等形態規制の見直しなど、関係規制の見直しを進める。
- (3) 地域の実態に対応した都市計画の線引き・農業振興地域整備計画の見直し、中高層住宅の建設が可能な地域地区指定の積極化など、土地利用に係る諸規制の見直しを進める。

2. 情報・通信関係

新規事業の創出の観点から、通信、放送に係る既定の規制緩和措置を踏まえつつ、サービス・料金の認可対象、公専その他の接続制限の見直し、電波利用の多様化・効率化の促進など、関係規制の見直しを進めるほか、電気通信事業、CATV事業に対する道路占用規制の見直しを進めるとともに、情報化を総合的・計画的に展開するための関連諸規制の見直しを進める。

3. 輸入促進・市場アクセス改善・流通関係

(1) 流通・物流

① 流通

- (a) 大型小売店舗の出店・営業について、本年1月の関係審議会答申に沿って大店法規制を本年5月から緩和し、その効果の確保を図るとともに、出店に伴う開業関連許可等手続の並行処理の促進、簡素化・迅速化など、関係規制の見直しを進める。
- (b) 酒類・たばこ等販売について、参入基準の見直し、手続の簡素化・迅速化など、関係規制の見直しを進める。
- (c) 食品衛生関連許可手続の簡素化・迅速化など、関係規制の見直しを進める。
- (d) 医薬品・医療用具販売について、一般薬店・通信販売品目の拡大、検査器具規制の弾力化など、関係規制の見直しを進める。

② 物流

トラック事業について、既定の緩和措置を踏まえつつ、規制の一層の見直しを進めるとともに、倉庫業に係る構造・設備基準の見直し、料金体系の多様化の促進など、関係規制の見直しを進める。

(2) 基準・認証・検査

① 電気用品・ガス用品・消費生活用製品

基準の国際的水準への整合化、自己認証の拡大、試験データの相互受入れの拡大、表示規制の合理化など、関係規制の見直しを進める。

- ② 食品等
規格基準の国際的水準への整合化、試験データの相互受入れの拡大、検査手続の簡素化・迅速化など、食品添加物を含め食品関連規制の見直しを進める。
また、JAS規格について、上と同様の視点に立ちつつ、見直しを進める。
- ③ 医薬品・医療用具・化粧品
 - (a) 医薬品・医療用具（動物用医薬品関係を含む。）について、基準の国際的水準への整合化、外国臨床データ等の受入れ、輸入承認期間の短縮など、関係規制の見直しを進める。
 - (b) 化粧品について、上記と同様の視点のほか、規制方式・表示規制の在り方など、関係規制の見直しを進める。
- ④ 自動車
これまでの整合化の進展を踏まえた一層の基準・試験方法の国際的水準への整合化、型式指定取得、輸入自動車新規登録の円滑化など、関係規制の見直しを進める。
- ⑤ クレーンその他の機器（労働安全）
クレーン、移動式クレーンの構造規格の国際水準への整合化など、労働安

全に係る機器の規格等規制の見直しを進める。

⑥ タンクコンテナ（危険物輸送）

危険物の国際輸送用タンクコンテナを陸上輸送する場合に係る海外検査結果の受入れなど、関係規制の見直しを進める。

(3) 輸入手続

- ① 食品・動植物物品を含む輸入手続のコンピュータ処理・インタフェース化、その他各種輸入許可・承認等手続の簡素化・迅速化を図るため、関係規制及び手続の見直しを進める。
- ② 動植物輸入検査について、検査手続の簡素化・迅速化、検査負担の軽減など、関係規制の見直しを進める。

4. 金融・証券・保険関係

- (1) 金融サービスについて、金利の自由化や金融派生商品を含め、業務、商品等の関係規制の見直しを進める。
- (2) 社債及びCPの発行、企業の新規公開（上場及び店頭登録）など、証券関係規制の見直しを進める。
- (3) 標準料率、自由料率が適用される保険商品の対象範囲の拡大、保険制度改革の一環としての保険ブローカー制度の導入など、保険関係規制の見直しを進める。

(別紙2)

「緊急経済対策」及び「今後における行政改革の推進方策について」に基づき講じようとする主な緩和措置

1. 緊急経済対策（平成5年9月16日）関係

事 項	措 置 内 容
ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引下げ	ビールの法的製造数量を年間60kℓに引き下げることとし（現行年間2,000kℓ）、そのための酒税法改正法案（酒税法の一部を改正する法律案）を今通常国会に提出済（平成6年3月4日）
厚生年金基金の資産運用に係る投資一任会社の参入機会の拡大	厚生年金基金の資産運用については、いわゆるニューマネーにつき総資産額の3分の1を上限として投資一任会社の参入を認めているが、この要件を緩和（ニューマネーとオールドマネーとの区分の撤廃等）することとし、そのための改正法案を今通常国会に提出済（平成6年3月18日）

事 項	措 置 内 容
保税上屋・保税倉庫の許可の統合	<p>蔵置空間の有効活用の促進等を通じて、輸入者等の輸入コストの軽減に資するため、現在、別許可となっている保税上屋（一時蔵置）と保税倉庫（長期蔵置）を一本化することとし、そのための関税法改正法案（関稅定率法等の一部を改正する法律案）を今通常国会に提出済（平成6年3月15日）</p>
商社等の本支店間交互計算制度の対象となる上限金額の引上げ	<p>商社等が現行交互計算勘定により相殺処理できる輸出入等（1契約当たり）の取引金額の上限1,000万円相当額を1億円相当額まで引き上げることとし、そのための通達改正を行い、平成6年4月1日から実施予定</p>
医薬品、医薬部外品及び化粧品 の製造・輸入の承認・許可手続 の迅速化	<p>医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造・輸入の承認・許可手続について①医薬品機構への調査業務の委託、②フロッピーディスクを用いた申請・審査システムを導入</p> <p>このため、①については、平成6年3月、政省令の改正を実施（4月1日施行）。②については、平成6年度においても予算措置を行い、システムの構築を進めているところ</p>
食品の日付表示方式の改正	<p>食品の日付表示について、消費者への十分な説明を行い、国際的な規格・基準等も踏まえ、製造年月日表示から期限表示を原則とする方式へ移行</p> <p>このため、平成5年12月に、食品衛生調査会に諮問しており、その答申を受けて、平成6年秋を目途に厚生省令等を改正。さらに、JAS制度については、関連する個別規格・基準の告示につき、農林物資規格調査会への諮問等を経て平成6年度内に目途に改正</p>
動物用医薬品の製造・輸入の承認の緩和	<p>動物用医薬品のうち、品質確保のための基準が作成された製造専用原薬の製造、輸入の承認を廃止することとし（平成6年4月1日施行予定）、今後、基準を逐次作成</p> <p>動物用医薬品の承認申請に必要な添付資料のうち安定性試験の検体数を3ロット3検体から3ロット1検体に削減することとし、そのための業事室長通知を3月中に発出</p>
動物用医薬品の受委託製造の承認・許可	<p>動物用医薬品の受委託製造について受託側の承認を廃止するとともに、受託側の定型的な製造工程に関しての品目ごとの許可も廃止することとし、そのための省令及び通達を4月1日から施行</p>
電気主任技術者資格制度の合理化	<p>分散型電源の設置促進のため、電気主任技術者に関する国家試験制度の合理化及び資格認定に係る実務経験年数の軽減等を行うこととし、平成6年4月1日（一部平成7年4月1日）から実施</p>
大規模小売店舗の営業規制に関する改正 大店法附則第2条に基づく見直し	<p>大店法について、大型店の閉店時刻の届出基準の午後7時から午後8時への繰下げ、休業日数の届出基準の44日から24日への削減、1,000m²未満の出店、テナントの入替え等に係る届出を原則として調整対象から除外する等の大幅な規制緩和を行うこととし、そのための省令及び通達を平成6年5月1日から実施</p>
輸出検査対象品目の削減、検査基準の緩和等	<p>57品目（通商産業省所管42品目、農林水産省12品目、運輸省3品目）の輸出検査対象品目を見直し、平成7年度までに品目数を半数程度に削減することを検討</p>

事 項	措 置 内 容
ガス事業について大口需要家に対する供給規制の緩和等	ガス事業について、大口需要家に対する供給規制の緩和等を行うこととし、そのための改正法案を今通常国会に提出
自動車検査等の緩和	自動車の検査及び点検整備に付き、運輸技術審議会の答申を踏まえ、①自家用乗用車の6か月点検の義務付けの廃止、②定期点検整備の実施時期は検査の前後を問わないこと、③定期点検項目の簡素化等を行うこととし、これらのうち法律事項について今通常国会に道路運送車両法の一部を改正する法律案を提出予定
携帯電話等に関する売切り制の導入	携帯電話等移動機について、これまで電気通信事業者のレンタルによってのみ提供されてきたが、一般の電話機と同じように電器店などの店頭で移動機を購入し、所有することができるようにするため、携帯電話、自動車電話、CRP（簡易陸上移動無線電話）、マリネット電話については、平成6年4月1日から、無線呼出しについては平成7年3月から売切り制を導入
非インテルサット衛星の利用等衛星通信の利用の拡大	外国人等が、非インテルサット衛星を使用して国際電気通信事業を営もうとする場合は、第一種電気通信事業者の許可に係る外資規制を適用しないこととすること等の規制緩和を行うこととし、そのための電気通信事業法及び電波法の一部改正案を今通常国会へ提出予定
国境を越えるテレビ放送の受信・発信の実現	日本放送協会及び一般放送事業者が委託して人工衛星による外国に向けた放送を行うことを可能とするための制度化を行うとともに、外国からの国境を越えるテレビ放送の受信の円滑化を図ることとし、そのため、今通常国会に放送法の改正案を提出する等所要の措置
外国製超大型クレーン（移動式）等に係る使用検査の国外受検制度の導入	外国製の移動式クレーン等の特定機械等の使用検査に関し、国外においても検査を行うことができることとし、今通常国会に所要の法律案を提出予定
危険物輸送容器等に係る基準の国際基準への整合化	危険物輸送容器として国際的に使用されているIBC（インターミディエイト・バルク・コンテナ）について、陸上輸送時の安全性等を検討した上で、国内でも使用できるよう、平成6年度中に省令及び告示を改正し、施行

2. 今後における行政改革の推進方策について（平成6年2月15日）関係

事 項	措 置 内 容
外国法事務弁護士受入れに関する規制の緩和	<p>①裁量の余地のない相互主義を撤廃（ガット加盟国）し、又は法務大臣の裁量による任意的な相互主義に変更（ガット非加盟国）</p> <p>②外国法事務弁護士の承認の基準については、その職務経験期間に国内における被雇用外国弁護士としての経験を2年を限度として参入することを可能化</p> <p>③外国法事務弁護士事務所の名称として、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人・組合その他の事業体で外国法事務弁護士が所属するものの名称（ロー・ファーム名称）を用いることを許容</p> <p>④弁護士と外国法事務弁護士との共同事業について、一定の要件の下にその禁止を解除</p> <p>以上の規制緩和を行うこととし、そのための改正法案を今通常国会に提出予定</p>
本船通関、予備審査の適用対象の拡大等による通関手続の迅速化・簡素化	<p>外国貿易船に貨物を積載したまま通関が行える本船扱いの適用貨物を、限度枠管理が行われていない特惠無税品等に拡大する（平成6年6月目途）とともに、輸入申告前にあらかじめ検査の要否等を審査する予備審査制について、特惠関税別管理品目を新たに適用貨物に加え、全ての貨物を対象とする（平成6年4月目途）等の改善措置を講ずる予定</p>
航空機の入出港手続について航空NACCSによるシステム処理を可能化	<p>航空機の入出港手続については、現在、書面により行うこととされているが、航空会社の事務負担の一層の軽減を図る見地から、航空NACCS導入官署（成田、羽田、伊丹、名古屋の4空港）において、今後、航空NACCSによるシステム処理を可能化</p> <p>このため、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令及び通達を改正し、3月30日から施行予定</p>
個人輸入手続の円滑化・迅速化	<p>個人輸入手続の円滑化・迅速化を図るため、日本通関業連合会を中心とした個人輸入に関する恒常的かつ専門の相談窓口を都心部に設置し、個人輸入の通関支援システムを構築</p> <p>本件については、平成6年4月を目途に調整中</p>
動物用ワクチン（一部のもの）の輸入割当ての廃止	<p>動物用ワクチンのうち、犬パルボウイルス感染症ワクチン及び犬レプトスピラ病ワクチンについて輸入割当て対象から除外することとし、平成6年4月1日から実施</p>
電気事業に関する規制の在り方の見直し	<p>効率的な電力供給システムの在り方について、平成6年3月から電気事業審議会において審議中</p>
石油製品に係る規制の在り方の見直し	<p>今後の石油製品供給の在り方について、平成6年2月から石油審議会において審議中</p>
空調用等吸収式アンモニア冷凍装置に対する誓報・除害装置等の義務付けの廃止	<p>一定の基準を満たす吸収式アンモニア冷凍装置について、警報装置、除害装置等の義務づけを廃止することとし、そのための省令改正を平成6年3月末に実施</p>
自動車用エアバッグガス発生装置の高圧ガス容器の輸入時の届出及び検査の廃止	<p>一定の基準を満たす自動車用エアバッグガス発生装置内の高圧ガス容器について、輸入時の検査等を不要化することとし、そのための省令改正を平成6年7月中に実施</p>

事 項	措 置 内 容
液化石油ガス器具の検定に関する抜取り個数及び液化石油ガス販売事業者の消費設備調査	液化石油ガス法に基づく第1種液化石油ガス器具の検定における抜取り個数を削減することとし、そのための省令改正を平成6年4月1日から実施 また、供給設備のガスの漏洩検査の簡略化を図るとともに、消費設備の技術上の基準及び消費設備の調査方法を合理化することとし、そのための省令及び通達改正を平成6年度中に実施
繊維品の輸出承認制の緩和	主要な繊維品の輸出について、平成6年末を目途に米国及びEC向けの輸出を除き、承認制を廃止するとともに、米国向け及びEC向けについても、承認を要する品目を削減
鉄道事業のグリーン料金、寝台料金等の認可の届出化	鉄道事業法について、現在認可に係らしめているグリーン料金、寝台料金等の設定又は変更を届出化する等を行うこととし、今通常国会に所要の法律案を提出予定
路線バス事業の営業政策的な割引運賃等の認可の届出化	道路運送法について、一般乗合旅客自動車運送事業における営業政策的な割引運賃等一部の運賃・料金の認可について届出化することとし、今通常国会に所要の法律案を提出予定
一般旅客定期航路事業の営業政策的な割引運賃等の認可の届出化	海上運送法について、一般旅客定期航路事業等における営業政策的な割引運賃及び料金等一部の運賃・料金の認可について届出化することとし、今通常国会に所要の法律案を提出予定
国内定期航空運送事業の営業政策的な割引運賃、スーパーシート料金等の認可の届出化	国内航空運賃・料金のうち、営業政策的な割引運賃及びスーパーシート料金等一部の運賃・料金の認可について届出化することとし、今通常国会に航空法の一部を改正する法律案を提出予定
住宅の地下室に係る容積率の規制の緩和	建築物の地階で住宅の用途に供する部分については当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を限度として、容積率に参入しないこととし、可能な限り今通常国会で措置する予定

(別紙3)

1994年度輸入拡大行動計画

我が国は、従来から国民的課題として輸入拡大に取り組んできた。特に、昨年10月には、内閣総理大臣を議長とする貿易会議において、国民生活の向上、国内市場の活性化等、輸入拡大の意義を確認し、内需拡大とともに我が国の最優先課題として取り組むとする「輸入拡大基本方針」を決定し、これに基づき積極的な努力を展開している。1994年度においては、輸入拡大の重要性がますます高まっている現状を踏まえ、以下の対策を効果的に実施する。

I. 税制・金融措置による輸入促進インセンティブ

輸入拡大のためには、外国企業による対日

輸出努力と並んで、国内企業の輸入拡大努力が不可欠である。このため、以下のとおり、製品輸入の拡大に対し、税制・金融上の優遇措置を講じ、一層の輸入拡大努力を促す。

1. 製品輸入促進税制の強化

製品輸入の拡大に対して税制上の特例措置（製造業者等には税額控除又は割増償却、輸入商社等には準備金積立）を講じるという他の国に例を見ない製品輸入促進税制は、1990年度の発足後、外国製造業者の我が国における輸入販売子会社を我が国の製造業者並に扱う等の拡充を行いつつ継続され、毎年外国企業が上位利用者に名を連ねる等外国企業にも広く利用されてきた。94年度においては、適用対象事業者に建設業者を加え、本制度の一層の活用を図る。

2. 輸入促進のための政策金融の拡充

我が国においては、ここ10年来製品輸入に対する日本輸出入銀行の低利融資、製品輸入に必要な施設整備に対する日本開発銀行の低利融資、中小企業の輸入活動に対する中小企業金融公庫及び国民金融公庫の低利融資が実施されてきており、また、製品輸入に対しては通常の信用保証枠を倍とするという中小企業等に対する信用保証制度も導入されてきた。とりわけ、日本輸出入銀行の製品輸入融資実績は、1992年度までの3年間で5,000億円を超える状況になっている。また、日本開発銀行の輸入促進基盤強化融資の利用者の90%以上は外資系企業であり、昨年12月からは、特に外資系企業に限って融資比率を通常の40%から50%に引き上げている。また、92年度以降、通常のお優遇金利より更に低い金利による貸付を行うため、これらの金融機関に対する政府の特別の出資を行うに至った。

94年度においても、これらの特別の措置を実施する。

II. 外国企業、外国政府の対日輸出努力に対する支援

輸入拡大のためには、国際競争力のある優れた外国企業が対日売込みを積極的に行うことが必要であるが、我が国政府は、以下のとおり、このような活動に対する支援を強化する。

1. ビジネス・サポート・センターの拡充

日本貿易振興会（JETRO）のビジネス・サポート・センターは、初めて日本で売込み活動を行おうとする外国企業に対し、当初の2カ月間、無料オフィスの提供と必要なアドバイスを行っており、1993年3月開設以来、計24のブースを回転させている。既に世界中の180社（北米75、欧州51、アジア26、豪州13、その他15）が利用し、うち約半数については、対日輸出契約や対日直接投資の決定に至っている。さらに、94年6月を目途に大阪、横浜、名古屋、神戸に同様の機能を持つ総合輸入促進センターを設置することとしており、これにより、外国企業の対日ビジネスに対する支援の拡充、強化を図る。

2. 有望輸入商品発掘のための専門家派遣

(1) 長期専門家

日本貿易振興会では、1990年度から先進諸国に合計34名（北米22、欧州11、豪州1）の専門家を2～4年にわたり派遣し、現地企業の潜在的対日輸出商品を日本に紹介してきた。紹介件数は、昨年未までに2,500件のにのぼり、うち500件以上の成約をみているが、この活動を更に強化する。94年度においては、更に2名（うち1名は米国）の長期専門家の増員を行うこととしており、これにより、外国政府及び米国の州政府等の要望に十分応えていく。

(2) 短期専門家

日本貿易振興会は、1990年度以来、先進諸国の有力見本市や有力産地に対し、合計144名（北米59、欧州68、豪州17）の専門家を1～2カ月間派遣して、約28,000の有望輸入商品のサンプルを買いつけ、日本の輸入業者等に紹介しているが、94年度中に、更に34名の専門家を各国に派遣して、発掘活動を強化する。

3. 外国政府の対日輸出促進キャンペーンに対する支援事業の拡充

日本貿易振興会は、通商産業大臣と米国商務長官の間の貿易促進協力プログラムに基づき、米国の対日輸出促進を目的とするジャパン・コーポレート・プログラムに対して、米国企業への市場データの提供等の支援を行ってきた（1990年度から実施）。また、93年度から諸外国政府が各々進めている対日輸出促進キャンペーン事業（英国のプライオリティー・ジャパン・キャンペーン、仏国のル・ジャポン・セ・ポシブル、スペインのプラン・ハボン、ノルウェーのアクセス・ジャパン、EUのゲートウェイ・トゥ・ジャパン、カナダのアクションプラン・フォア・ジャパン、オーストラリアのジャパン・ビジネス・プラン）に対しても、日本市場調査員の受入れ、セミナー開催、カタログ作成等の面で支援を行っている。94年度においては、外国政府及び米国の州政府等が行うこのような対日輸出促進キャンペーン事業に対する支援を一層拡充、強化する。

4. 外国ビジネスマンの日本市場理解の増進
日本貿易振興会は、1990年度から約800人（北米350、欧州350、その他100）の外国ビジネスマンを招聘し、日本市場に対する理解を高めているが、94年度においても更に250人の外国ビジネスマンを招聘し、対日輸出のノウハウを教授するセミナーを開催する。
5. 外国企業の日本の専門見本市への参加の支援

新しい対日輸出ビジネスの開拓の場として近年ますます重要性を高めている日本の専門見本市への外国企業の出展・参加を進めるため、日本貿易振興会が1994年度から新たに2つの専門見本市に外国企業のためのブースを確保し、自力でブースを確保できない外国企業に対し、出展の機会を提供する。

Ⅲ. 消費者の輸入品需要の喚起

輸入拡大のためには、消費者が外国製品に対して適切な評価を行い、優れた外国製品を購入していくことも重要である。このため、以下のとおり、消費者が輸入品や輸入品に関する情報に接する機会を拡大することにより、従来にもまして、消費者への輸入品の浸透を図る。

1. 総合輸入促進センターの設立

消費者の輸入品に対する需要を喚起するため、これまで東京の助製品輸入促進協会(MIPRO)が輸入品の展示、販売、輸入品に係る消費者相談等の活動を展開してきた。これに加えて、日本貿易振興会が大消費地である横浜、大阪、名古屋、神戸の各都市に同様の機能を持つ総合輸入促進センター(延床面積3,500m²にのぼる輸入品アンテナショップを含む。)を本年6月を目途に設立することにより、今後さらにこれらの活動の充実、強化を図る。

2. 地域輸入促進センターの設立

日本貿易振興会は、日本全国のできるだけ多くの消費者に輸入品の浸透を図るため、総合輸入促進センターに加えて、全国のブロック中心都市である札幌、仙台、高松、広島、福岡に地域輸入促進センターを本年4月までに設置することとしており、これらを通じて輸入品の展示、販売等の活動を

強力に展開することとしている。

3. 個人輸入通関手続支援のためのセンター設置

個人輸入手続の円滑化・迅速化を図るため、日本通関業連合会を中心とした個人輸入に関する恒常的かつ専門の相談窓口を都市部に設置し、個人輸入の通関支援システムを構築する。

4. 輸入品フェアの開催

1994年度において、自動車の大規模専門見本市を開催するほか、総合輸入促進センターの開設に合わせ、輸入品フェアを強力に展開する。

Ⅳ. 輸入関連インフラ等の整備

輸入品の物流の円滑化を図るため、港湾、空港及びその周辺地域における道路等輸入関連インフラ等の整備を推進する。

1. 輸入促進地域の整備等

輸入貨物を取り扱う各地の港湾、空港及びその周辺地域において、輸入品物流拠点施設、輸入品流通センター等の建設により、これらを利用する種々の輸入関連ビジネスをこれらの地域に集積させ、輸入活動を活発化させようとする輸入促進地域(フォーリン・アクセス・ゾーン)計画を94年度においても一層推進する。

具体的には、既に7地域(大阪港、関西国際空港、神戸港、松山港、北九州港、長崎空港、新千歳空港)において計画が承認されており、上記施設整備に着手することとしている。この7地域においては、総計13の輸入関連施設が整備される予定である。

また、3月28日に川崎港、横浜港、広島空港、下関港、大分港の5地域においても計画が承認されたところであり、さらに、94年度中にこれら地域に加え数地域の計画が承認される見込みである。

さらに、輸入促進地域の整備と関連して、総合保税地域制度の活用を図る。

2. 外貿ターミナル、通関・検疫体制等の整備の推進

(1) 外貿ターミナルの整備

輸入品の物流を効率化し、その円滑化を図るため、港湾整備事業により外貿ターミナルの整備を推進している。

1991年度以降事業規模を拡充しており、

90年度事業費実績約900億円から、93年度においては、当初約1,360億円の事業費を見込むに至った。更に、92年度及び93年度においては、4回にわたる補正予算により約870億円の事業費の追加により整備を推進した。

1994年度においても、輸入拡大の進展に十分対応するため、外貿ターミナルの整備を推進する。

(2) 通関、検疫体制の整備

税関、検疫に係る体制の充実に努め、通関、輸入手続の円滑化を図る。

通関手続に関しては、一層の迅速化、税関の体制強化を進めており、開港、税関空港も逐次増加を図っている（94年度には石狩湾新港、関西国際空港、函館空港が開港の見込み）。また、通関手続の電算化については、1994年度において輸入申告の90%以上が電算処理される見込みである。更に、予備審査制の改善、小口急送貨物等の時間外通関手数料の見直し等を行うとともに、食品衛生、動植物検疫手続の電算システムと通関手続の電算システムとの電子インターフェイス化等の輸入手続全体の簡素化、迅速化を推進している。

食品検査については、近年の食品輸入の増大に対応して、検査手続の一層の簡素化、迅速化を図ることを目的として、1990年度から輸入食品監視体制の大幅な強化を進めており、94年度までに、食品輸入届出受理検疫所の増設（22カ所→30カ所）、輸入食品・検疫検査センター2カ所の新設、食品衛生監視員の増員（99人→205人）を行っている。また、輸出国において食品等の製造段階から食品衛生法に適合することを確認する輸入食品等事前確認制度（輸出国登録工場制度）の導入を図ることとしている。94年度においては、引き続き監視体制の強化を行うとともに、日本貿易振興会の協力を得て、輸入食品等事前確認制度について、積極的に普及活動を行う。

V. 分野別の輸入促進

1. 自動車・自動車部品（優先三分野の自動車・自動車部品を参照）

外国製自動車・自動車部品の取引の拡大を図るため、日本貿易振興会が関係事業者、関係外国政府機関等と協力して行う事業に対して、財政支援を行う（1994年度事業費の一部として、780万ドルの財政支援を予定）。

- ① 輸入自動車等に関する消費者の理解促進を通じて、輸入自動車等の販売拡大を図るため、輸入車展示会等を行う。また、輸入車に直接試乗する機会を消費者に提供するための輸入車試乗会（東京、大阪、名古屋、北海道、九州等で開催予定）を行う。
- ② 我が国ディーラーや外国メーカー等の参加を得て、輸入自動車等の取り扱いに係るセミナーを開催する。
- ③ 我が国自動車メーカーと外国部品企業との間のデザイン・インを促進するため、外国人エンジニアの研修を行う。
- ④ 外国政府等が組織する対日自動車部品ミッションに対して協力を行う。
- ⑤ 我が国自動車メーカーの購買方針等について外国部品企業の理解を増進するため、外国政府等が開催するセミナーに協力を行う。

2. 住宅

消費者への良質かつ安価な住宅の提供を可能とする住宅の輸入を促進する。このため、日本貿易振興会が、横浜、大阪、北海道、福岡県の各地に輸入住宅を展示する常設の展示場を確保し、住宅の輸入業者に提供する。また、関係省庁、住宅輸入業者、学識経験者等により構成する輸入住宅促進協議会（事務局：日本貿易振興会）において、良質かつ安価な住宅の輸入を促進するための情報提供の強化、流通・施工に係る問題点等具体的課題を検討し、5月を目途に報告をとりまとめる。

（注）本計画中の1994年度にかかる措置は、すべて平成6年度予算政府案に基づくものである。

（出所）内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ

11-91 日米財務金融対話

① 経緯

2001年1月の米ブッシュ政権の誕生を受け、両首脳は日米間の経済対話を強化していくことで一致し、6月30日の日米首脳会談の際に「成長のための日米経済パートナーシップ」と名付けられた新たな二国間の経済イニシアチブを立ち上げることを発表した。この中には、財務金融分野の諸問題を扱うための「財務金融対話 (Financial Dialogue)」の設置も盛り込まれており、これにより、従来の日米包括経済協議の枠組みの中に位置づけられていた「日米金融サービス協議」は「財務金融対話」へと発展的に強化されることとなった。

② 概要

「財務金融対話」は、日米の財務金融当局（日：財務省及び金融庁、米：財務省）の間で、金融セクターに関する事項やマクロ経済等、財務金融分野の諸問題について、専門的な見地から意見交換や情報交換を行うために設置される。会合は、両国財務省の次官級を議長に、少なくとも年一回行う。また、その直前に次長級が議長を務める「金融サービス作業部会」を開催し、金融セクターに関する問題を取り上げる（本作業部会における進展は「規制改革及び競争政策イニシアチブ」の下でとりまとめられる報告書に反映される）。なお、パートナーシップの他のフォーラムと同様、民間部門の意見も取り入れていくこととしている。

成長のための日米経済パートナーシップ

【財務金融対話部分】

〔1.～6.略〕

7. 財務金融対話は、日本側の財務省及び金融庁、米側の財務省が、双方にとって重要なマクロ、金融セクターなどの主要事項（銀行の不良債権を含む）について、情報交換や意見交換を行うためのフォーラムとなる。適当な場合には、対話の率直かつ忌憚のない性格を維持する限りにおいて、議長より、他の関係機関の出席が求められることもある。財務金融対話には以下が含ま

れる：

- 金融セクターに関する事項に重点をおくこと。
- 最近の金融・財政政策及びマクロ経済政策に影響を与えうる経済的な考慮についてのレビューを含む、両国の経済状況のレビュー
 - A. 会合：財務金融対話の会合は、少なくとも年一回開催され、両国間の強固な財務金融関係を強調するために、両国財務省の次官級を議長とする。
 - B. 作業部会：金融サービスに関する作業部会は、次官級による金融セクターに関する会合の準備のため、また、次官級の実務者に対し、金融セクターに関する事項について説明するため、次官級会合の直前に開催される。作業部会は、競争的な金融市場の発展、銀行・証券セクターの強化、及び他の金融サービスに関する問題に焦点をあてる。作業部会は、両国財務金融当局の次官補代理・次長級が議長を務め、両国の他の金融監督当局の参加も含む。
 - C. 民間部門の構成要素：両政府は、財務金融対話の議題についての議事を進めるために、政府の外からの意見を取り入れることを目指す。

(参考1) 成長のための日米経済パートナーシップ

① 経緯

2001年1月の米ブッシュ政権の誕生を受け、3月19日の日米首脳会談（森総理・ブッシュ大統領）の際に、「両首脳は、グローバルな、地域的な及び二国間の経済及び貿易問題を検討する日米間の対話を強化するための新たな方策を探求すべく協力することで意見が一致し、また、この努力に両政府の外からの意見を取り入れていく」ことを共同声明で発表した。

(注) 昨年来、外務省や経産省では、「摩擦」でなく「協調」により日米関係の発展を目指すという考え方の下、主要省庁による次官級会合と官民対話（「日米経済円卓会議」、「日米経済フォーラム」）の開催を提案していた。

これを受けて日米両国政府間で協議が進められ、6月12、14日の事務レベル（米：USTRカトラー代表補、国務省グリーンウッド調整官他、日：外務省田中経済局長他）での協議を経て最終的な合意に達し、6月30日の小泉総理とプッシュ大統領による日米首脳会談の際に、「成長のための日米経済パートナーシップ」として発表された。

② 概要

「成長のための日米経済パートナーシップ」は、二国間の、地域的な及びグローバルな経済及び貿易問題に関する協力と取組みのための構造を提供することにより、日米両国及び世界の持続可能な成長を促進することを目的としており、この目的を実現するために、以下のフォーラムを設置することとしている。

なお、これら複数のフォーラムでの議題の重複は、最大限避けることとされている。

「次官級経済対話」

- ・外務省及び米NSC/NECが議長。経済を取り扱う主要な官庁及び議題に応じて適当と判断される省庁が参加。
- ・非公式かつ柔軟な形式で、少なくとも年一回開催。
- ・二国間・地域的・グローバルな問題についての戦略的な対話を目的とする。

「官民会議」

- ・次官級協議出席者に加え、議題に応じその他の政府関係者及び民間関係者が出席。
- ・上記次官級経済対話の直前に開催（年一回）。

「規制改革及び競争政策イニシアティブ」

- ・現行の規制緩和対話を改組したもの。
- ・上級会合：外務審議官及び次席通商代表が議長。年一回、あるいは双方の合意によりさらに開催。
- ・作業部会：一年を通じて開催。

○分野別作業部会：

- (1) 電気通信分野：日本側：外務省・総務省、米側：通商代表部が議長
- (2) 情報技術（IT）分野：日本側：外務省、米側：通商代表部・商務省が議長
- (3) エネルギー分野：日本側：外務省・経産省、米側：通商代表部が議長
- (4) 医療機器・医薬品分野：日本側：厚労省、米側：商務省が議長

○分野横断の部会：日本側：外務省、米側：通商代表部・司法省が議長

○民間関係者を作業部会の場に適宜招請。

○下記財務金融対話での進展を含め、両国首脳に毎年進展を報告。

「財務金融対話」

- ・財務省及び金融庁と米財務省の次官級で構成。少なくとも年一回開催。
- ・金融分野関連事項・財政金融政策・マクロ経済につき意見交換・情報交換。
- ・次官級会合の直前に次長級の金融サービス作業部会を開催。

「投資イニシアティブ」

- ・現行の投資・企業関係作業部会を改組したもの。
- ・経済産業省と米商務省が議長。年2回の投資グループ会合及び次官級の年次会合を開催。セミナー開催等も重視。
- ・投資グループ会合及び公開の活動に民間関係者を招請・参加。
- ・議題となった案件の進捗状況に関する報告書を毎年とりまとめる。

「貿易フォーラム」

- ・外務省と米通商代表部が議長。原則として年一回開催。
- ・貿易問題についての早期警戒を目的とする。

(出所) 財務省資料（平成13年7月）